定例会提出予定案件資料

	~°·	ージ
1	令和4(2022)年度補正予算概要1	~ 2
2	令和 5 (2023)年度予算概要3	\sim 17
3	函館市手数料条例の一部を改正する条例の骨子18-	~ 42
4	函館市建築基準条例の一部を改正する条例の骨子43~	∼ 45
5	函館市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の	
	一部を改正する条例の骨子46~	~ 48
6	専決処分の報告について(工事請負変更契約について)	49
7	令和5 (2023) 年度一般財団法人函館市住宅都市施設公社事業計画の	
	報告について	50

1 令和4(2022)年度補正予算概要

一般会計

[歳 入] (単位:千円)

Ħ	科	目	補正額	説明	
(国)	土木費	補助金	28, 123	公営住宅建設費補助金増	34, 964
				公営住宅家賃対策補助金減	△ 6,841
土	木	債	35, 900	公営住宅建設事業債増	

[歳 出]

土木費 (単位:千円)

科目	補正額	説明		特定財源
土木総務費	35, 500	補助金等返還金	35, 500	
建築行政費	23, 000	建築行政推進費増	23, 000	(国) 大規模盛土造
		大規模盛土造成地滑動崩落		成地滑動崩落予
		予測調査費	23,000	測調查費補助金
				11, 500
市街地再開発	△ 320, 400	函館駅前東地区		(国) 市街地再開発
事 業 費		市街地再開発事業費皆減	△320 , 400	事業費補助金
		市街地再開発事業費補助金皆減		△ 124, 700
			320, 400	
				(地方債)市街地再
				開発事業債
				△ 195, 700
住 宅 建 設 費	△ 3,028	公営住宅建設費減	△ 3,028	(国) 公営住宅建設
		大川団地(公営住宅移転建替)洞	芃	費補助金
			△ 3,028	80, 941
		3号棟減	△ 2,996	(地方債)公営住宅
		4号棟減	△ 32	建設事業債
				△ 70, 400

[継続費]

(変 更)

(単位:千円)

数 话		款	т百	東 光 夕		補 正 前			補 正 後	
示人	項	事 業 名	総額	年 度	年割額	総額	年 度	年割額		
8 十 木 夢	5 住宅費	大川団地公営 住宅建設事業	1 605 882	令和 4(2022)年度	176, 095	1, 582, 150	令和 4(2022)年度	173, 099		
8 土木費	5 任 毛 賀	(3 号棟 62 戸)	1, 605, 882	令和 5 (2023) 年度	1, 429, 787	1, 302, 130	令和 5 (2023) 年度	1, 409, 051		

[繰越明許費]

(追 加)

(単位:千円)

款	項	事 業 名	金	額
8 土 木 費	1 土木管理費	大規模盛土造成地滑動崩落予測調査事業		23, 000

2 令和5(2023)年度予算概要

一般会計

土木費 (単位:千円)

土木質				(単位:十円)
科目	予 算 額	説明		特定財源
建築行政費	71, 588	委員報酬	175	(国) 空き家対策総
		建築審査会委員	50	合支援事業費補
		開発審査会委員	80	助金
		空家等対策協議会委員	45	5, 250
		建築行政推進費	8, 557	(国) ヤングファミ
		指定道路台帳システム割賦購入費	4, 192	リー住まいりん
		(備荒資金組合分)		ぐ支援補助金
		建築確認支援システム経費	2,005	7, 592
		その他諸経費	2, 360	(国) 住宅・建築物
		公共建築物等設計監理経費	16, 691	安全対策支援事
		公共建築物等維持補修		業費補助金
		設計監理業務委託料	14, 402	15
		建築積算システム経費	448	(国) 住宅リフォー
		その他諸経費	1,841	ム補助金
		空家等対策推進費	30, 300	4, 420
		空家等除却支援補助金	4, 500	(国) 統計調査委託
		空家等改修支援補助金	6,000	金
		ヤングファミリー		82
		住まいりんぐ支援補助金	16,872	(道)住宅・建築物
		危険空家等管理経費	2, 531	安全対策支援事
		その他諸経費	397	業費補助金
		補助金	13, 485	(7.04) 建筑工业
		住生活環境向上事業補助金	3, 425	(その他) 建築手数 料
		木造住宅耐震化支援事業補助金	60	14, 660
		住宅リフォーム補助金	10,000	(その他) 開発行為
		負担金	148	等許可手数料
		全国建築審査会協議会負担金	48	905
		日本建築行政会議負担金	100	(その他)貸付元金
		定住促進マイホーム資金貸付金	603	収入
		いきいき住まい改良資金貸付金	1,629	2, 232

(単位:千円)

科目	予算額	説明		特定財源
				(その他) 空家等緊
				急時管理行為費
				用収入
 都市計画総務	費 209,508		420	(国)都市構造再編
相以 [[1 日] 四 松 3为	到 209, 500	都市計画審議会委員	195	(国) 郁川梅垣丹柵 集中支援事業費
		都市景観審議会委員	150	補助金
		都市景観賞選考委員会委員	75	81, 500
				(道) 土地取引届出
		都市計画道路見直し方針策定経費 立地適正化計画推進費	1, 618 178, 200	等事務費補助金
		立地過近化計画推進貨 歩行空間再構築事業費	150, 200	95
		市道公園通2号 歩道拡幅180	*	(地方債)立地適正
		(別添資料参照 7ページ)	111	化計画推進事業
		歩行者回遊性向上		債
		社会実験関係経費	2,000	82, 700
		店舗機能向上改修費補助金	2,000	(その他) 地域振興
		住宅建築取得費補助金	24, 000	基金繰入金
		西部地区再整備事業費	3, 047	1, 300
		共創のまちぐらし推進		(その他)公園使用
		プロジェクト関係経費	1, 300	料
		既存ストック活性化		85
		プロジェクト関係経費	1, 289	(その他)建物貸付
		その他諸経費	458	収入
		都市景観形成推進費	287	603
		景観啓発活動経費	215	(その他)屋外広告
		景観アドバイス関係経費	72	物手数料
		開港5都市景観まちづくり会議		5, 524
		函館大会開催負担金	2,000	(その他) その他の
		建物等維持管理所要経費	12, 166	推入 70
		負担金	165	70
		函館圏広域都市計画協議会負担金	165	
企	弗 1 067 099	その他所要経費	11, 605	(国) 八党仕字字凭
住宅管理	費 1,067,082	市営住宅等管理費	338, 167	(国) 公営住宅家賃
		市営住宅入居者審査委員会委員報酬		対策補助金
		大災保険料 大地 (5 世)	6, 793	53,996
		土地賃借料	12, 135	(国) 公営住宅改善
		借上市営住宅関係経費	282, 542	費補助金
		その他諸経費	36, 662	98, 360

(単位:千円)

科目	予算額	説明	特定財源
		古兴化之签签研系的约 471 401	(地士) 八兴代字
		市営住宅等管理委託料 471,481	(地方債) 公営住宅
		(債務負担行為分)	建設事業債
		市営住宅外壁等改修事業費 179,649	124, 300
		美原1丁目団地、	(その他) 市営住宅
		弥生団地(特定公共賃貸住宅) (周以在海域はお間、0、0、0、0、0、0、0、0、0、0、0、0、0、0、0、0、0、0、0	使用料
		(別添資料参照 8~9ページ)	767, 965
		市営住宅居住性向上改善事業費 62,877	
		鍛治2丁目団地1~3号棟	駐車場使用料
		(別添資料参照 10ページ)	28, 755
		市営住宅給水設備改修事業費 4,576	(その他)特定公共
		花園団地9号棟	賃貸住宅使用料
		(別添資料参照 11ページ)	42, 316
			(その他)特定公共
		松川改良団地、宮前改良団地、	賃貸住宅駐車場
		五稜郭改良団地、本町モデル団地、	使用料
		弥生団地(特定公共賃貸住宅)	2, 076
		(別添資料参照 9、12~14ページ)	(その他) 建物貸付
		住宅マスタープラン推進費 40	収入
		高齢者向け優良賃貸住宅	1, 396
		家賃対策補助金 4,308	(その他) サービス
			付き高齢者向け
			住宅事業登録手
			数料
			349
			(その他) その他の
			雑入
			466
住宅建設	費 1,706,244	公営住宅建設費 1,706,244	(国) 公営住宅建設
		大川団地(公営住宅移転建替) 1,706,244	費補助金
		新築工事費 1,554,033	659, 279
		3号棟 62戸 1,409,051	
		継続年度 令和4~5年度	(地方債)公営住宅
		4号棟 42戸 144,982	建設事業債
		継続年度 令和5~6年度	837, 000
		解体工事費(松川団地) 150,484	
		移転費、その他 1,727	
		(別添資料参照 15~16ページ)	

(単位:千円)

科	目	予 算 額	説明		特定財源
西部	地 区	48, 859	歴史的建造物保全・活用推進事業費	48, 643	(国)都市景観形成
歷史的	町並み		歷史的建造物保全調查事業費	3, 333	費補助金
保全事	事業 費		景観形成指定建築物等		17, 274
			保全事業補助金	24,000	
			伝統的建造物群保存地区保存事業費	11,656	
			指定建造物等取得資金利子補給費	254	
			(債務負担行為分)		
			指定建造物等活用支援事業補助金	7, 400	
			景観形成住宅等建築奨励金	2,000	
			全国伝統的建造物群保存地区		
			協議会負担金	50	
			その他所要経費	166	
排水路	整備費	4, 100	排水路整備事業費	4, 100	(地方債)排水路整
			上湯川町地区1号排水路		備事業債
			(別添資料参照 17ページ)		4, 100

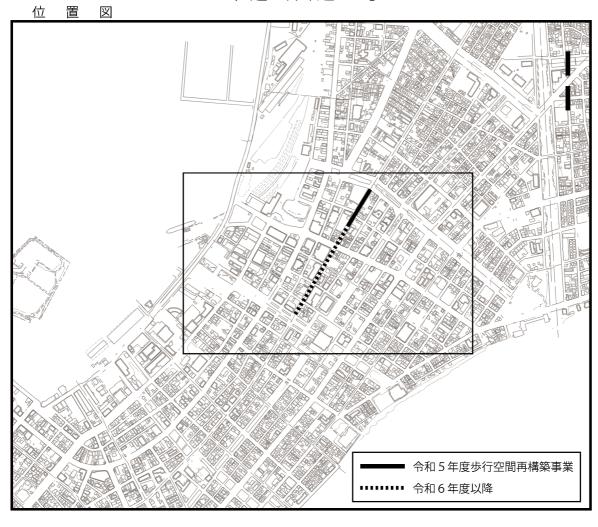
[継続費] (単位:千円)

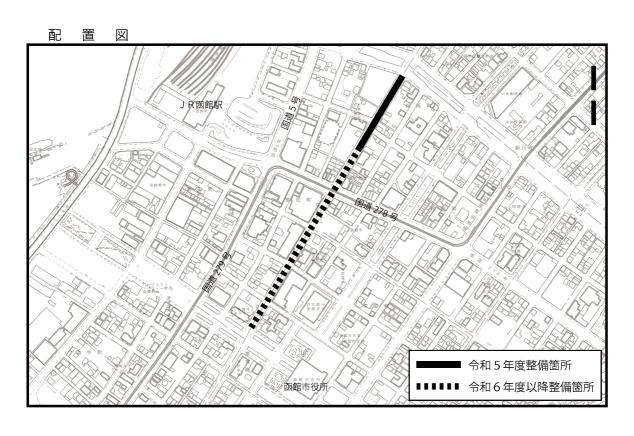
I	款	項	事 業 名	年 度	年 割 額
	8 土 木 費	5 住 宅 費	大川団地公営	令和 5 (2023)年度	144, 982
	8 土 木 費		(4号棟42戸)	令和 6 (2024)年度	1, 175, 986

[債務負担行為] (単位:千円)

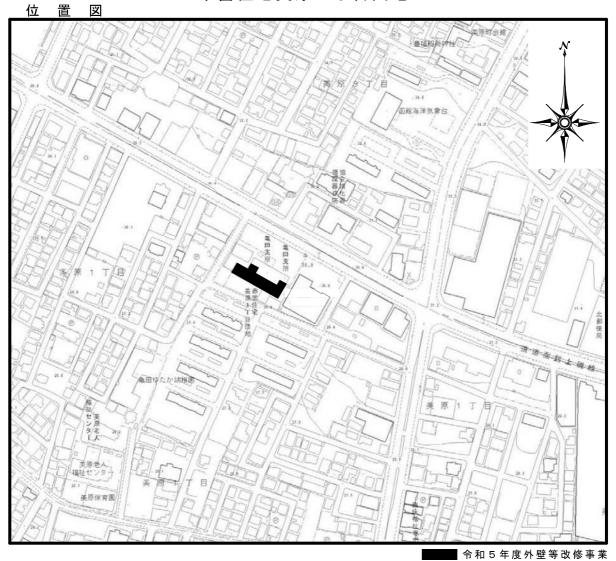
事項	期間	限度額
函館市西部地区指定建造物等	令和 5 (2023)年度から	指定建造物等を取得する者が金融
	令和21 (2039) 年度まで	機関から融資を受けた30,000千円 についての利子のうち1,053千円

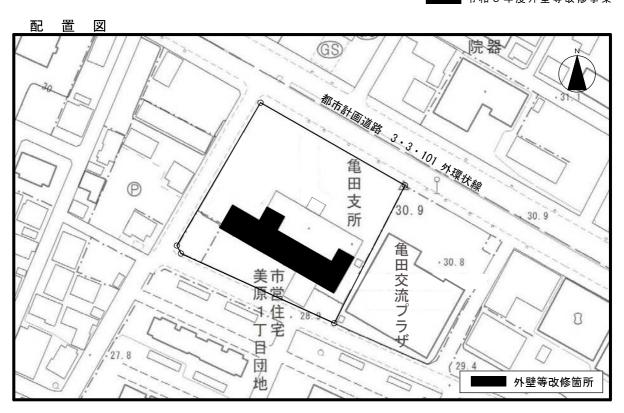
市道公園通2号



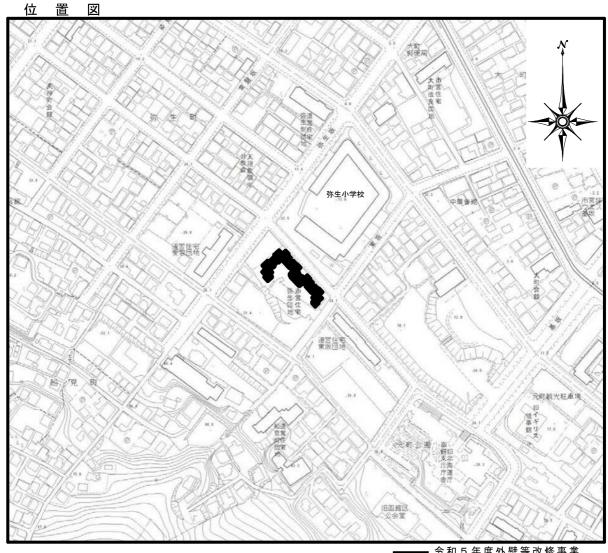


市営住宅美原1丁目団地

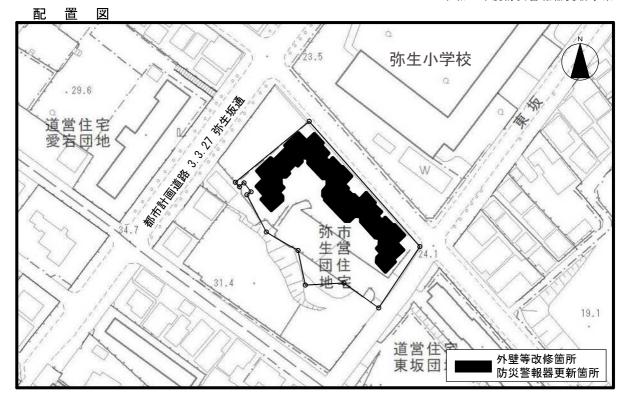




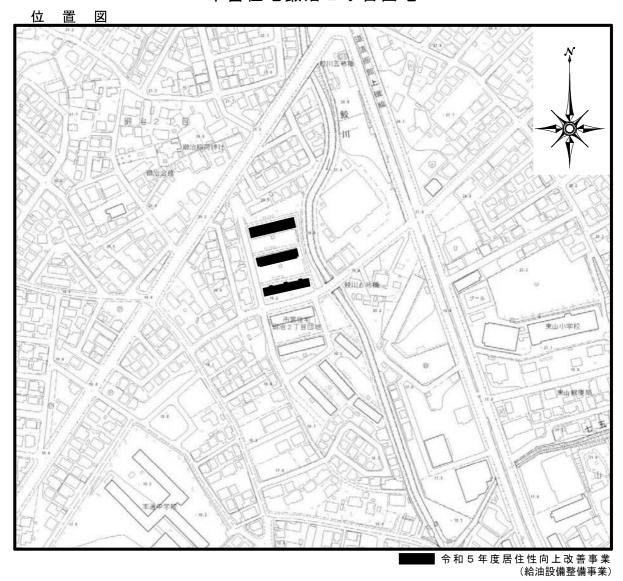
特定公共賃貸住宅弥生団地

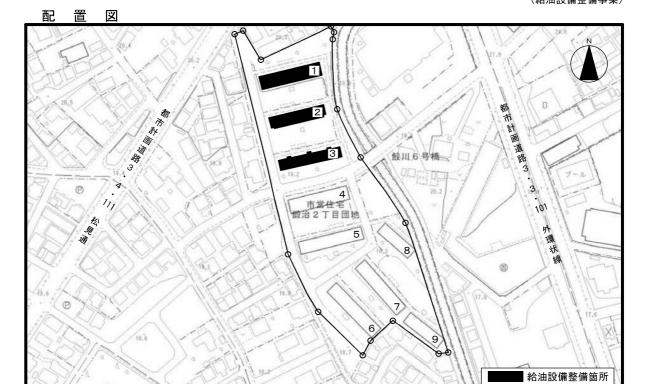


令和 5 年度外壁等改修事業 令和 5 年度防災警報器更新事業

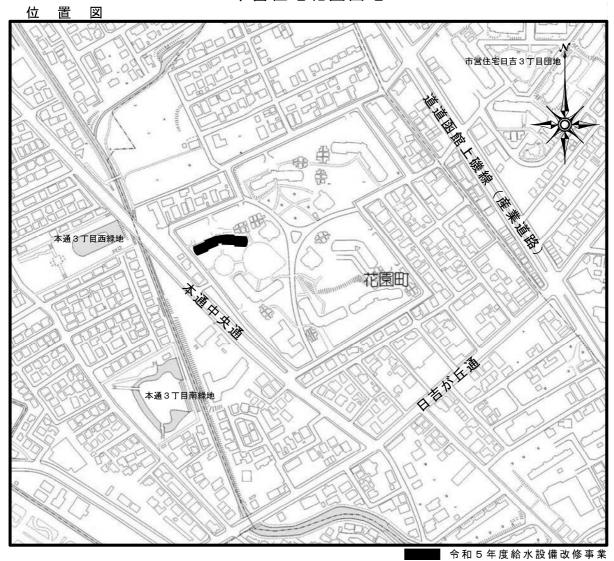


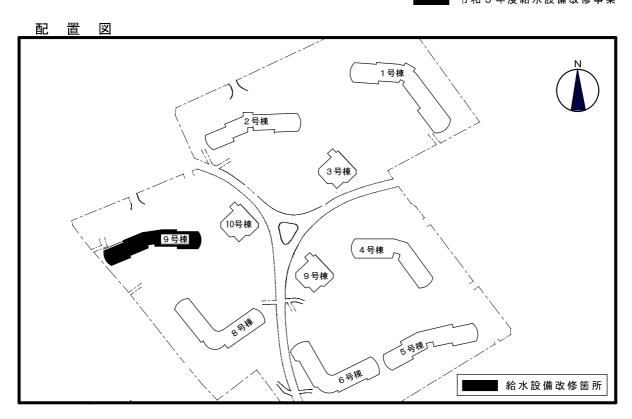
市営住宅鍛治2丁目団地



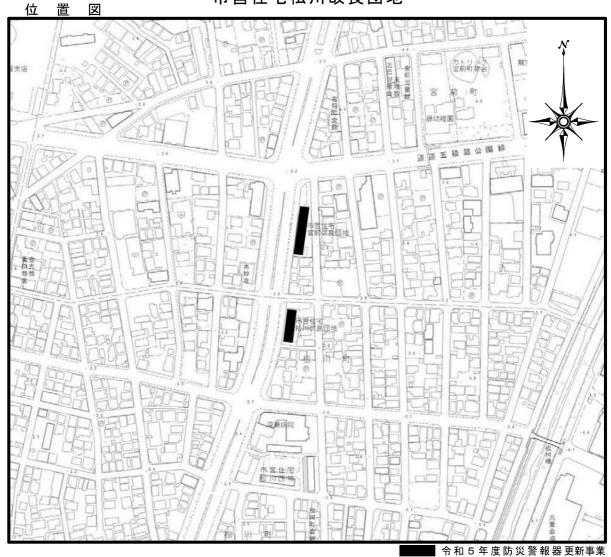


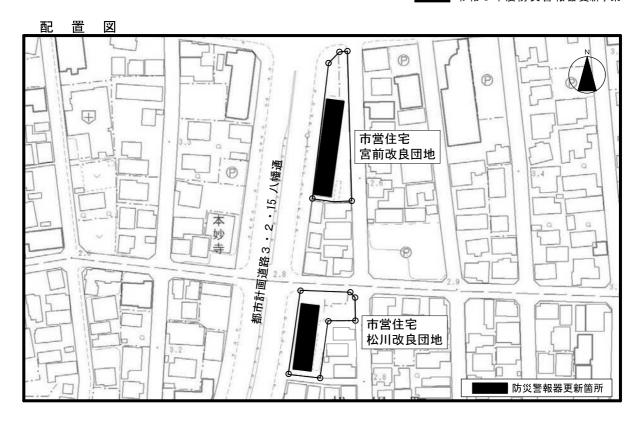
市営住宅花園団地



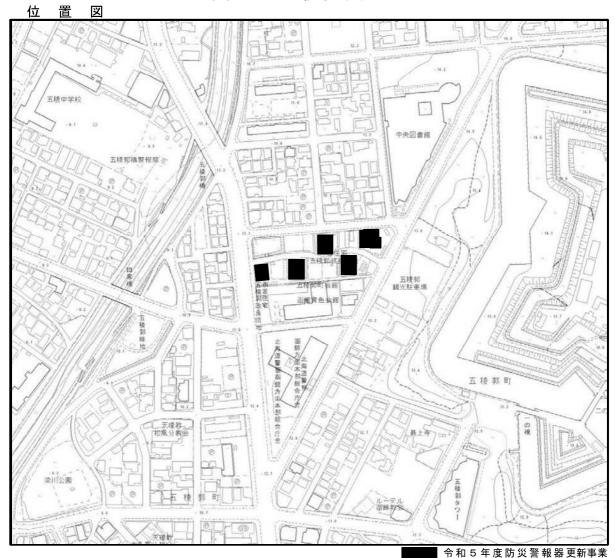


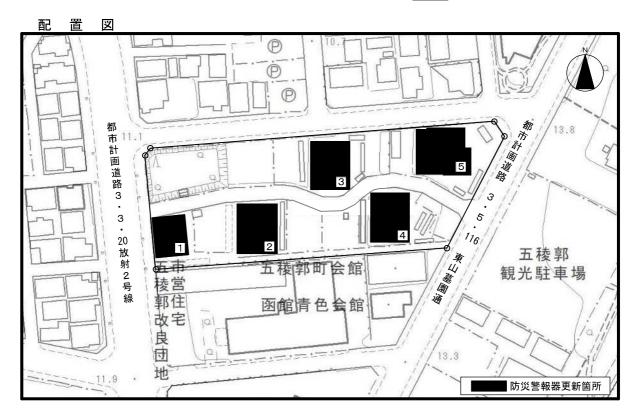
市営住宅宮前改良団地市営住宅松川改良団地



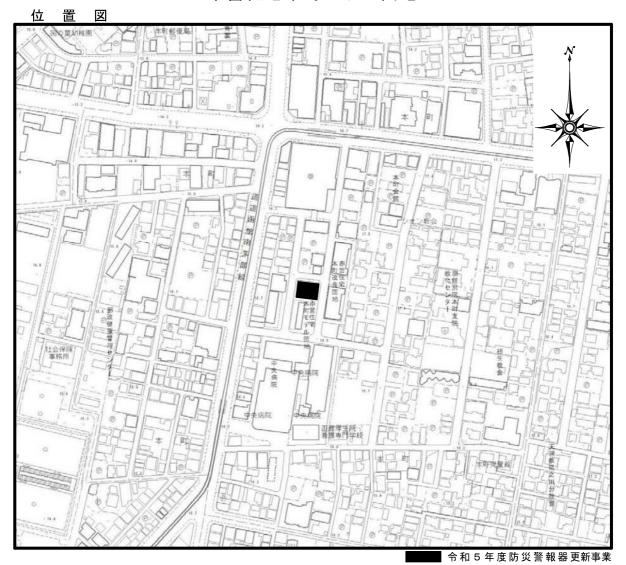


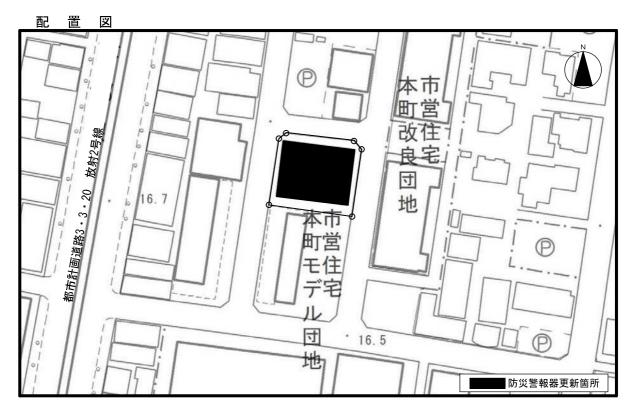
市営住宅五稜郭改良団地





市営住宅本町モデル団地

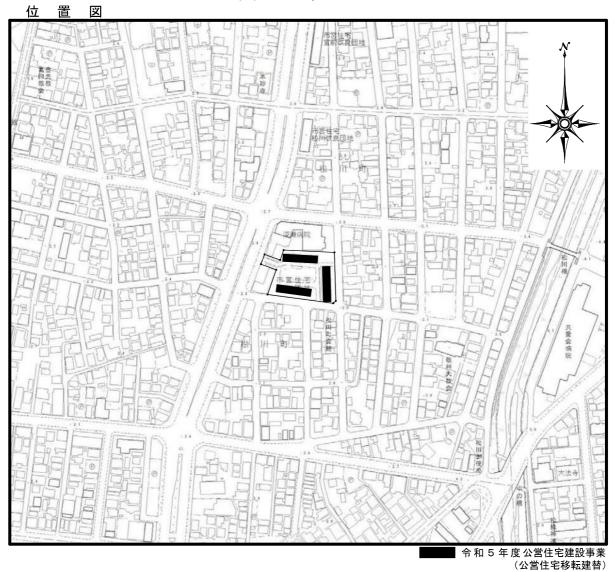


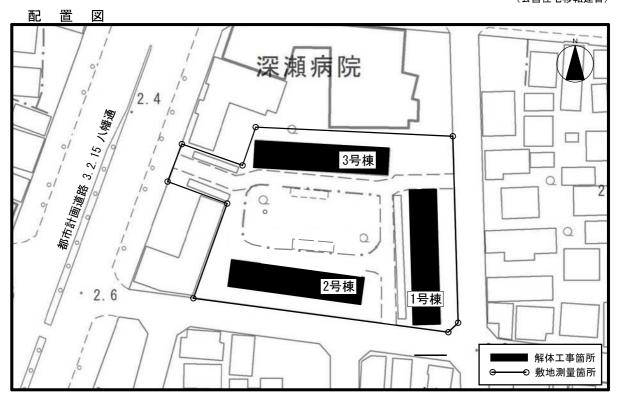




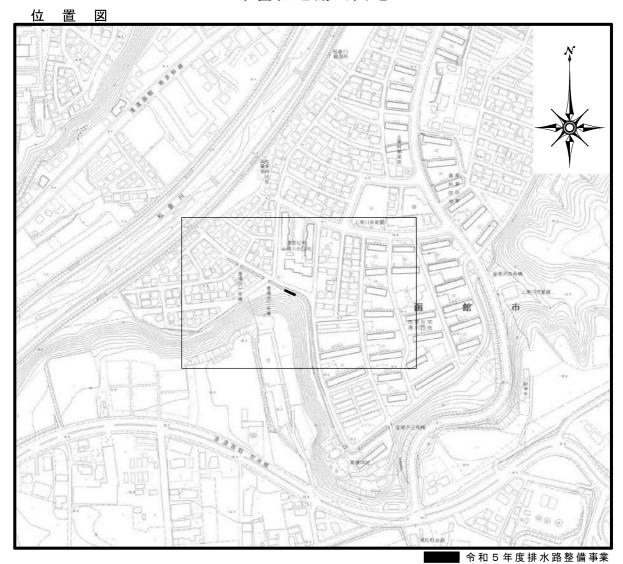
配置図 4号棟 4号棟 1号棟 市道

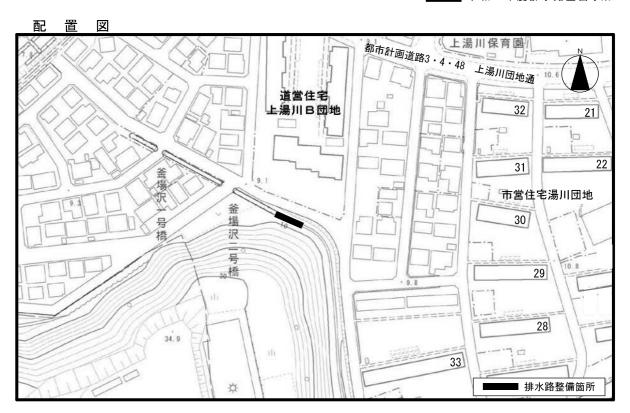
市営住宅松川団地





市営住宅湯川団地





3 函館市手数料条例の一部を改正する条例の骨子

(1) 改正理由

宅地造成等規制法の一部改正に伴い規定を整備し、ならびに建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令等の一部改正に伴い、低炭素建築物新築等計画および建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等に関する事務について住宅のエネルギー消費性能の評価を国土交通大臣が定める基準により行う場合における手数料を定め、ならびに規定を整備するため

(2) 改正内容(別紙「新旧対照表」参照)

- ア 第2条および別表第7 (宅地造成等規制法の事務関係) 法改正により、法律の題名が「宅地造成及び特定盛土等規制法」 と改められたことに伴い、法律名の引用箇所の規定を整備する。
- イ 別表第12(低炭素建築物新築等計画の認定関係) 住宅の認定について、省令改正により、住戸の各部位の仕様から 基準への適否を判断することができる計算方法が新設されたことに 伴い、当該計算方法に対応した手数料を定める。
- ウ 別表第13 (建築物エネルギー消費性能向上計画等の認定関係) 住宅の認定について、省令改正により、住戸の各部位の仕様から 基準への適否を判断することができる計算方法が新設されたことに 伴い、当該計算方法に対応した手数料を定める。

(3) 施行期日

第2条および別表第7 令和5年5月26日から施行する。

別表第12 公布の日から施行する。

別表第13 公布の日から起算して10日を経過した日から施行する。

函館市手数料条例 新旧对照表

(手数料を徴収する事務およびその金額)

第2条 手数料を徴収する事務の区分およびその金額は、次の各号に掲げ る事務の区分に応じ、当該各号に掲げる別表に定めるとおりとする。 (1)~(6) (略)

行

現

(7) <u>宅地造成等規制法</u>(昭和36年法律第191号)の規定に基づく宅地造 成に係る工事の許可に関する事務 別表第7

(8)~(14) (略)

別表第7 (第2条関係)							
	区分	単位	金額				
宅地造成等規制表にこの表法」第8 8 8 7 7 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7	区分	(略)	金額				
法第12条第1 項の規定に基づく宅地 で関する工事 の計画の の許可		(略)					

別表第12 (第2条関係)

נינג	13亿分12(分2未民际)										
		区分	単位	金額							
	1 都市の	(1) 次に掲げ	住宅の用	申請	次のアおよびイに掲げる						
	低炭素化	る認定の申	途のみに	1 件	額を合算した額(共用部						
	の促進に	請に係る建	供するー	につ	分(共同住宅の用途に供						
	関する法	築物または	の建築物	き	する部分のうち、住戸の						
	律(以下	建築物の部	を単位と		部分以外の部分をいう。						
	この表に	分の区分に	した認定		以下この表において同じ						
	おいて「	応じ,それ	(以下こ		。)がない建築物に係る						
	法」とい	ぞれ次に定	の表にお		認定の申請の場合にあっ						
	う。) 第	める者によ	いて「 <u>住</u>		ては,次のアに掲げる額						
	53条第1	る認定に係	宅単位認		。以下この表において「						
	項の規定	る技術的審	<u>定</u> 」とい		評価機関未審査住宅手数						
	に基づく	査(以下こ	う。) ま		料額」という。)						

改正案

(手数料を徴収する事務およびその金額)

第2条 (略)

(1)~(6) (略)

(7) 宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和4年法律第55号)附 則第2条第1項または第2項の規定によりなお従前の例によること とされる同法による改正前の宅地造成等規制法 (昭和36年法律第191 号)の規定に基づく宅地造成に係る工事の許可に関する事務 別表第

(8)~(14) (略)

別表第7 (第2条関係)

別表第7(第2条	:関係)		
	区分	単位	金額
宅地造成等規		(略)	
制法の一部を			
改正する法律			
(以下この表			
において「令			
和4年改正法			
」という。)			
附則第2条第			
1項の規定に			
よりなお従前			
の例によるこ			
ととされる令			
和4年改正法			
による改正前			
の宅地造成等			
規制法(以下			
この表におい			
て「令和4年			
改正前の宅地			
造成等規制法			
<u>」という。)</u>			
第8条第1項			
の規定に基づ			
く宅地造成に			
関する工事の			
許可			
令和 4 年改正		(略)	
法附則第2条			
第1項または			
第2項の規定			
によりなお従			
前の例による			
こととされる			
令和4年改正			
前の宅地造成			
等規制法第12			
条第1項の規			
定に基づく宅			
地造成に関す る工事の計画			
の変更の許可			

別表第12(第2条関係)

1.1	1										
		区分	単位 金額								
	1 都市の	(1) 次に掲げ	住宅の用	申請	次のアおよびイに掲げる						
	低炭素化	る認定の申	途のみに	1 件	額を合算した額(共用部						
	の促進に	請に係る建	供する一	につ	分(共同住宅の用途に供						
	関する法	築物または	の建築物	き	する部分のうち、住戸の						
	律(以下	建築物の部	を単位と		部分以外の部分をいう。						
	この表に	分の区分に	した認定		以下この表において同じ						
	おいて「	応じ,それ	(建築物		。)がない建築物に係る						
	法」とい	ぞれ次に定	エネルギ		認定の申請の場合にあっ						
	う。)第	める者によ	一消費性		ては、次のアに掲げる額						
	53条第1	る認定に係	能基準等		。以下この表において「						
	項の規定	る技術的審	を定める		評価機関未審査住宅性能						
	に基づく	査(以下こ	省令 (平		基準手数料額」という。						

	瓜出主油	の主におい	たけ始ム	マールに担ばて初ウの中	1 1	瓜出主油	のまたわい	H:00/E-97	T
公産 日本	低炭素建			ア次に掲げる認定の申		低炭素建			アールに担ばる辺空の中
おお 10 10 10 10 10 10 10									
京山東京 京山東 京山東 京山東京 京山東京 京山東京 京山東京 京山東京 京山東京 京山東 京山東京 京山東京 京山東京 京山東京 京山東京 コール 元山東 コール									
2 次の									
## 20				1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1					
#出めた 日記のかいて「株 (**) 仕声の声数の変以 い場合に (**) 住宅 (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**									1 1
いまった 1 日本の 1 日									
「									
大日生在 情報を設定									
別外の用 2+1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	12.00 /					1200 /			
接近四年 1 34.00円									
5 → ○ 日本 10 10 10 10 10 10 10 1									
			,						
25.00回音									
(金) 作用の可要が250以				136,000円					
おの以下のとき 194,600円									
194,000円 194,000円 20									
## 1									
「おかさ							限る。以	性能基準	
(金) 住戸の下遊が101				上100以下のとき					(カ) 住戸の戸数が51以
#朝」と 知りと		において		270,000円			において	。) によ	上100以下のとき
#約1 と 知いたののである。									
(シラ・) の世で部 (ウー 庄戸の 東京201 日) に 201 日 (カー				以上200以下のとき					
の住宅部 (ク) 住下の戸敷が201 (ク) 住下の戸敷が201 (ク) 住下の戸敷が201 (ク) 住席 (ク) 住席 (ク) 住下の戸敷が201 (ク) 住席 (ク) 住下の戸敷が201 (ク) 住下の上午 (大藤 (ク) 大藤 (ク				370,000円					以上200以下のとき
(少・後帯 例のこと									370,000円
### (**) 住田の戸敷が501 以上のとき 870,000円 でおは		分(建築		以上300以下のとき			分(建築	以下この	(ク) 住戸の戸数が201
換性能の 向上に関 方で、000円 方では 上いう 月に関 塩字製で 以上のとき 570,000円 日に関 上のかった 1項に規 上のかった 1項に規 上のかった 1項に関 1項に対 10ので 1項に関 1項に対 1のので 1のので 1のので 1のので 1のので 1のので 1のので 1のののの 1のので 1のので 1のので 1のののの 1のので 1ののの 1ののの 1のので 1ののの 1のので 1ののの 1ののの 1ののの 1のの		物のエネ		490,000円			物のエネ	表におい	以上300以下のとき
南上に開 1 名		ルギー消		(ケ) 住戸の戸数が301			ルギー消	て「 <u>住宅</u>	490,000円
する法律 1 次に規する認定の申 計に第一の企業等的 1 次に規 2 いう 2 次に指する認定の申 計に第一の企業等的 3 は信合速 2 次に指する認定の申 2 次に認める額 2 次に認める額 2 次に認める額 2 次に認める額 2 次に認める 2 次に認める 2 次に認める額 2 次に認める 2 次に認めて 2 次に認める 2 次に認める 2 次に認める 2 次にのので方メートルを 2 次にのので方メートルと 2 次にのので方メートルと 2 次のので方メートルと 2 次にので方 2 次に認める 2 次にのので方メートルと 2 次のので方メートル 2 次ので方 2 次に認める 2 次のので方 2 次に認める 2 次のので方メートル 2 次ので方と 2 次のので方メートル 2 次ので方と 2 次のので方メートル 2 次ので方と 2 次のので方メートル 2 次ので方と 2 次ので方と 2 次のので方と 2 次ので方と 2 次のので方と 2 次ので方と 2 次の		費性能の		以上のとき			費性能の	単位性能	(ケ) 住戸の戸数が301
第1条第 1項に関		向上に関		570,000円			向上に関	基準認定	以上のとき 570,000
1 項に規		する法律		イ 次に掲げる認定の申			する法律	」という	円
定する住 全部分を		第11条第		請に係る一の建築物の			第11条第	。)また	イ 次に掲げる認定の申
空部分を いう。以		1項に規		共用部分の床面積の合			1項に規	は複合建	請に係る一の建築物の
いう。以 下この表 において 下のとき 108,000 円 円 108,000円 108,000		定する住		計の区分に応じ, それ			定する住	築物の住	共用部分の床面積の合
下この表 において 下この表 下この表 において 下この表 下この表 において 下この表 において 下この表 において 下この表 下記ので 日本の平方 下この表 下記ので 下この表 下この表 下この表 下この表 下この表 下この表 下記ので 下この表 下この表 下この表 下この表 下記ので 下この表 下記ので 下この表 下記のの 下この表 下記の 下この表 下記の 日本のの本がの 下この表 下記の 下この表 下記の 「のい下方メートルを超 上での。 「「のいの下方メートルを超 下この表 下記の表 「「中の下方メートルを超 下記の 下記の表 下記の表 下記の表 下記の中方メートルを超 下記の中方 下記の中方メートルを超え、2、000平方メートルを超え、2、5、000平方メートルを超え、2、5、000平方メートルを超え、2、5、000平方メートルを超えるとき 中のの工の 下記の 下記を表 下記の 下記を表 下記を表 下記を表 下記の表 下記のの事 下記の表 下記を表 下記の表 下記の表 下記を表		宅部分を		ぞれ次に定める額			宅部分を	宅部分を	計の区分に応じ, それ
において 同じ。)		いう。以		(ア) 床面積の合計が			いう。以	単位とし	ぞれ次に定める額
同じ。) 日のでは、		下この表		300平方メートル以			下この表	た認定_((ア) 床面積の合計が
登録住 名性能評		において		下のとき 108,000			において	性能基準	300平方メートル以下
空性能評		同じ。)		円			同じ。)	による評	のとき 108,000円
(主宅の品		登録住		(イ) 床面積の合計が			登録住	価方法に	(イ) 床面積の合計が
住宅の品 質確保の		宅性能評		300平方メートルを			宅性能評	よるもの	300平方メートルを超
(では等に (ク) 床面積の合計が (皮進等に おいて 「 (ク) 床面積の合計が (皮進等に おいて 「 (ク) 床面積の合計が (皮進等に おいて 「 (ク) 床面積の合計が (ク) 水面積の合計が (力を超え、5,000平方メートルと (本部5条 第1項に 力を超え、5,000平方メートルと (生能評価) (エ) 床面積の合計が (生能評価) (エ) 床面積の合計が (性能評価) (カロの00平方メートルと (性能評価) (カロの00平方メートルと (性能評価) (カロの00平方メートルと (地部評価) (カロの00平方メートルと (地部計画) (カロの00平方メートルと (地部計画) (カロの00平方メートルと (地部計画) (カロの00平方メートル (カロの00下方) (カロの00下方 (カロの00下方) (カロの00下方 (カロの00下方)		価機関(超え,2,000平方メ			価機関(に限る。	え,2,000平方メート
(ウ) 床面積の合計が 2、000平方メートル を超え、5、000平方メートルを を変え、5、000平方メートルを を変え、5、000平方メートルを を変え、5、000平方メートルを を変え、5、000平方メートルを を変え、5、000円 25条件で (エ) 床面積の合計が (元) 株 (元		住宅の品							
## 第5 条		質確保の		177,000円			質確保の	この表に	177,000円
#第5条 第1項に 規定する 登録住宅 性能評価 機関をい う。pに おいて同 じ。) イ 住宅以 外の用途 のみに供 する一の 建築物ま たは複合 建築物の 非住宅部 分 (養築 物のエネ ルギー消 費性能の 向上に関 する法律 第11条第 1項に規 定する非		促進等に		(ウ) 床面積の合計が			促進等に	おいて「	(ウ) 床面積の合計が
第1項に 規定する		関する法		2,000平方メートル					2,000平方メートルを
規定する 275,000円		律第5条		を超え, 5,000平方					超え, 5,000平方メー
登録住宅 性能評価									
性能評価 機関をい									
機関をい う。ウに オートル以下のとき 353,000円 (お) 床面積の合計が 10,000平方メートル を超え、25,000平方 イ 住宅以 外の用途 のみに供 する一の 建築物の 非住宅部 分 (建築物の 非住宅部 分 (建築物の 市上に関 する法律 第11条第 1項に規 定する非 年記 年記 年記 年記 年記 東古 千里 東古 千里 東古 東古 東古 東古 東古 東古 東古 東									
う。ウに おいて同 じ。) メートル以下のとき 353,000円 う。ウに おいて同 じ。) 10,000平方メートル を超え、25,000平方 メートル以下のとき 422,000円 (才)床面積の合計が 10,000平方メートル を超え、25,000平方 メートル以下のとき 422,000円 イ 住宅以 外の用途 のみに供 する一の 建築物ま たは複合 建築物の 非住宅部 分(建築 物のエネ ルギー消 費性能の 向上に関 する法律 第11条第 1項に規 定する非 (新設) イ 住宅以 外の用途 のみに供 する一の 建築物ま たは複合 建築物の 非住宅部 分(建築 物のエネ ルギー消 費性能の 向上に関 する法律 第11条第 1項に規 定する非 (新設) (本定の所述 (基準省) (上に関 (本記) (本記)								つ。)	
おいて同 じ。) イ 住宅以 外の用途 のみに供 する一の 建築物ま たは複合 建築物の 非住宅部 分 (建築 物のエネ ルギー消 費性能の 向上に関 する法律 第11条第 1 項に規 定する非									
じ。) (お) 床面積の合計が イ 住宅以外の用途のみに供する一のみに供する一の連築物すたは複合を超え、25,000平方メートルを超え、25,000平方メートルを超え、25,000平方メートルを超え、25,000平方メートルを超えるときないでは複合を超えるときないでは複合を超えるときないでは複合を超えるときないでは、一方ののでは、から、10,000平方メートルを超え、25,000平方メートルを超えるときないでは複合を超えるときないでは複合を超えるときないでは複合を超えるときないでは、一方ののでは、10,000平方メートルを超え、25,000平方メートルを超えるときないでは複合を対象のののののでは、10,000平方メートルを超え、25,000平方メートルを超えるときないでは複合を対象ののでは、10,000平方メートルを超え、25,000平方メートルを超えるときないでは複合を対象ののでは、10,000平方メートルを超え、25,000平方メートルを超えるときないでは複合を対象ののでは、10,000平方メートルを超え、25,000平方メートルを超えるときないでは複合を対象ののでは、10,000円が、25,000平方メートルを超えるときないでは複合を対象を対象のでは、25,000平方メートルを超えるときないでは複合を対象ののでは、25,000平方メートルを超えるときないでは、10,000円が、25,000円が、25,000円が、25,000平方メートルを超えるときないでは、25,000平方メートルを超えるときないでは、25,000平方メートルを超えるときないでは、25,000平方メートルを超えるときないでは、25,000平方メートルを超えるときないでは、25,000平方メートルを超えるときないでは、25,000平方メートルを超えるときないでは、25,000平方メートルを超えるときないでは、25,000平方メートルを超えるときないでは、25,000平方メートルを超えるときないでは、25,000平方メートルを超えるときないでは、25,000平方メートルを超えるときないでは、25,000平方メートルを超えるときないでは、25,000平方メートルを超えるときないのでは、25,000平方メートルを超えるときないのでは、25,000平方メートルを超え、25,000平方メートルを超え、25,000平方メートルを超え、25,000平方メートルを超え、25,000平方メートルを超えるときないのでは、25,000平方メートルを超えるときないのでは、25,000平方メートルを超え、25,000平方メートルを超えるときないのでは、25,000平方メートルを超えるときないのでは、25,000平方メートルを超え、25,000平方メートルを超え、25,000平方メートルを超え、25,000平方メートルを超え、25,000平方メートルを超え、25,000平方メートルを超え、25,000平方メートルを超え、25,000平方メートルを超え、25,000平方メートルを超え、25,000平方、25,									
イ 住宅以 外の用途 のみに供 する一の 建築物ま たは複合 建築物の 非住宅部 分 (建築 物のエネ ルギー消 費性能の 向上に関 する法律 第11条第 1 項に規 定する非 10,000平方メートル を超え、25,000平方 メートル以下のとき 422,000円 (か) 床面積の合計が 25,000平方メートル を超えるとき 490,000円 は等物ま たは複合 建築物の 非住宅部 分 (建築 490,000円 (新設) は宅以 かのエネ ルギー消 費性能の 向上に関 する法律 第11条第 1 項に規 定する非 (新設) (新設) は宅の ・ と超えるとき 490,000円 申請 ※のみに (株する一 ・ 世位と 市と下述 ・ でも多にでし、それ でも記さ 第11条第 1 項に規 定する非 上た認定 第11条第 1 項に規 定する非 申請 ※回の人に (上で認定 第2号イ 大に表げる認定の申請に 係る一の建築物の住戸の 市上に関 する法律 第11条第 1 項に規 定つるま 上た認定 第10条 第10条 第2号イ 大に表述 ・ 数料額」という。) 下 住戸の戸数が1のと き 19,000円									
外の用途 のみに供 する一の 建築物ま たは複合 建築物の 非住宅部 分(建築 物のエネ ルギー消 費性能の 向上に関 する法律 第11条第 1 項に規 定する非 (新設) 外の用途 のみに供 する一の 建築物ま 25,000平方メートル を超えるとき 490,000円 外の用途 のみに供 する一の 建築物ま たは複合 建築物の 非住宅部 分(建築 物のエネ ルギー消 費性能の 向上に関 する法律 第11条第 1 項に規 定する非 (新設) (新設) (新設) 世紀 を超えるとき 490,000円 世間 次に掲げる認定の申請に 係る一の建築物の住戸の 向上に関 する法律 第11条第 1 項に規 定する非 世間 次に超りる (上に関 する法律 第11条第 1 項に規 定する非 世間 次に超りる (上に認定 第10条 第10条 第29人 世間 次に定める領 (以下 空の表に記いて「評価機 関末審査住宅仕様基準手 数料額」という。) ア 住戸の戸数が1のと き 1 (4) 世記 ※ でれ次に定める領 (以下 での表に記いて「評価機 関末審査住宅仕様基準手 数料額」という。) ア 住戸の戸数が1のと き 1 (4) 世間 ※ でれ次に定める領 (以下 での表において「評価機 関末審査住宅仕様基準手 数料額」という。) ア 住戸の戸数が1のと き き 19,000円									
のみに供する一の 建築物または複合 建築物の 非住宅部 分(建築 物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 第11条第 1項に規定する非 メートル以下のとき 422,000円 (カ) 床面積の合計が 25,000平方メートル を超えるとき 490,000円 大は複合 建築物の 非住宅部 分(建築 物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 第11条第 1項に規定する非 申請 次に掲げる認定の申請に係る一の建築物の住戸の上に関する法律 第11条第 1項に規定する非 1項に規定する非 では、25,000平方メートルを超えるとき 490,000円 中間 次に掲げる認定の申請に係る一の建築物の住戸の上に関する法律 第11条第 1項に規定するまま 1項に規定する非 では、25,000平方メートルを超えるとき 490,000円 上に 200円 25,000平方メートルを超えるとき 490,000円 ・では、25,000平方メートルを超えるとき 490,000円 25,000平方メートルを超えるとき 490,000円 ・では、25,000平方メートルを超えるとき 490,000円 25,000平方メートルを超えるとき 490,000円 ・では、25,000平方メートルを超えるとき 490,000円 25,000平方メートルを超えるとき 490,000円 ・では、25,000平方メートルを超えるとき 490,000円 25,000平方メートルを超えるとき 490,000円 ・では、25,000平方メートルを超えるとき 490,000円 1度に記する法律 第11条第 1項に規定する非 ・では、25,000平方メートルを超えるとき 490,000円 25,000平方メートルを超えるとき 490,000円 ・では、25,000平方メートルを超えるとき 490,000円 25,000平方メートルを超えるとき 490,000円 ・では、25,000円のと 25,000平方メートルを超えるとき 490,000円 25,000平方メートルを超えるとき 490,000円 ・では、25,000円のと 25,000平方がと 25,000平方メートルを超えるとき 490,000円 25,000平方メートルを超えるとき 490,000円 ・では、25,000平方のと 25,000平方のと 25,000平方のと 25,000円 25,000平方のと 25,000平方のと 25,000円 ・では、25,000円のと 25,000円 25,000平方のと 25,000円 ・では、25,000円のと 25,000円 25,000平方のと 25,000円 ・では、25,000円のと 2									
する一の 建築物ま たは複合 建築物の 非住宅部 分(建築 物のエネ ルギー消費性能の 向上に関する法律 第11条第 1 項に規 定する非 422,000円 (か) 床面積の合計が 25,000平方メートル を超えるとき 490,000円 は宅の用 物のエネ ルギー消費性能の 向上に関する法律 第11条第 1 項に規 定する非 住宅の用 機力る一 (新設) 住宅の用 機する一 度単能の 向上に関する法律 第11条第 1 項に規 定する非 申請 途のみに ルギー消費性能の 向上に関する法律 第11条第 1 項に規 定する非 位と 上た認定 第11条第 1 項に規 定する非 上た認定 第11条第 1 項に規 定する非 財務10条 第2号子 以下 (基準省 第10条 第2号子 世紀のの円 (カ) 床面積の合計が 25,000平方メートル を超えるとき 490,000円 上で (成る一の建築物の住戸の 一 ぞれ次に定める額(以下 この表において「評価機 関末審査住宅仕様基準手 数料額」という。) で 住戸の戸数が1のと き 19,000円									
建築物または複合 建築物の 非住宅部 分(建築 物のエネ ルギー消費性能の 向上に関する法律 第11条第 1項に規定する非 (カ) 床面積の合計が 25,000平方メートル を超えるとき 490,000円 (カ) 床面積の合計が 25,000平方メートル を超えるとき 490,000円 25,000平方メートル を超えるとき 490,000円 サのエネ ルギー消費性能の 向上に関する法律 第11条第 1項に規定する非 (新設) 中請 後のみに ルギー消費性能の 向上に関する法律 第11条第 1項に規定する非 中請 (本名のみに (大名の建築物の住戸の (大名の (大名の表において、それ でれ次に定める額(以下 この表において「評価機 関末審査住宅仕様基準手 数料額」という。) で (本名) でれ次に定める額(以下 この表において「評価機 関末審査住宅仕様基準手 数料額」という。) で (本名) でれ次に定める額(以下 この表において「評価機 質素者住宅仕様基準手 数料額」という。) で (本名) でも第10条 第2号子 で (本名) で (本名) <t< td=""><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></t<>									
たは複合 建築物の 非住宅部 分(建築 物のエネ ルギー消 費性能の 向上に関 する法律 第11条第 1項に規 定する非 25,000平方メートル を超えるとき 490,000円 (新設) たは複合 建築物の 非住宅部 分(建築 物のエネ ルギー消 費性能の 向上に関 する法律 第11条第 1項に規 定する非 住宅の用 機寸る一 世譜 ※のみに ルギー消 費性能の 向上に関 する法律 第11条第 1項に規 定する非 地部 後のみに ルギー消 費性能の 向上に関 する法律 第11条第 1項に規 定する非 世間 (基準省 令第10条 第25,000平方メートル を超えるとき 490,000円 1件 係る一の建築物の住戸の 戸数の区分に応じ、それ ぞれ次に定める額(以下 この表において「評価機 関末審査住宅仕様基準手 数料額」という。) ア 住戸の戸数が1のと き 19,000円 でする非 第10条 第2号子 第2号子 19,000円							· ·		
建築物の 非住宅部 分(建築 物のエネ ルギー消 費性能の 向上に関 する法律 第11条第 1項に規 定する非 を超えるとき 490,000円 (新設) を超えるとき 490,000円 (新設) (新設) (新設) (新設) (本記のみに ルギー消 費性能の 向上に関 を単位と した認定 第11条第 1項に規 定する非 (上認定 第11条第 1項に規 定する非 ごの表において「評価機 要未審査住宅仕様基準手 数料額」という。) で (基準省 う第10条 度する非 (本第10条 度する非 (本第10条 第2号子 (表 19,000円									
#住宅部									· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
分(建築 物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第 1項に規定する非 (新設) 分(建築 住宅の用 物のエネ 途のみに ルギー消費性能の の建築物の住戸の 戸数の区分に応じ、それ で 戸数の区分に応じ、それ で 戸数の区分に応じ、それ で 戸数の区分に応じ、それ で 直上に関する法律 第11条第 「 基準省									
物のエネ ルギー消費性能の 向上に関する法律 第11条第 1項に規定する非 1件 係3-の建築物の住戸の ルギー消費の区分に応じ、それ でれ次に定める額(以下 向上に関する法律 第11条第 1項に規定する非 1件 係3-の建築物の住戸の の建築物 向上に関を単位と した認定 第11条第 1項に規定する非 さ と と を単位と した認定 第11条第 1項に規定する非 1項に規定する非 (基準省 第2号子								住字の田	
ルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する非 カリー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				(1/1 日文)					
費性能の 向上に関する法律 第11条第 1項に規 定する非									
向上に関する法律 方る法律 立る法律 立る法律 立る法律 立の表において「評価機関末審査住宅仕様基準手管 第11条第 第11条第 (基準省を対象して、「評価機関末審査住宅仕様基準手管 1項に規定する非 20表において「評価機関末審査住宅仕様基準手管 数料額」という。) で第10条 では一の戸数が1のとでする非常である。 20表において「評価機関末審査住宅仕様基準手管 20表において「評価機関末審査住宅仕様基準手管 数料額」という。) では、1項に規定できます。 20表において「評価機関末審査住宅仕様基準手管 20表において「評価機関末審査住宅仕様基準手管 20表において「評価機関本審査住宅仕様基準手質 20表において「評価機関本審査住宅仕様基準手質 20点において「評価機関本審査住宅仕様基準手質 20表において「評価機関本審査住宅仕様基準手質 20点において「評価機関本審査住宅仕様基準手質 20表において「評価機関本審査住宅仕様基準手質 20点において「評価機関本審査住宅仕様基準手質 20表において「評価機関本審査性を仕様基準を変更 20点において「評価機関本審査住宅仕様基準子質 20表において「評価機関本審査性を対象を対象と対象を対象を対象を対象に対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対									
する法律 する法律 した認定 関末審査住宅仕様基準手 第11条第 (基準省) 数料額」という。) 1 項に規定する非 定する非 定する非 第2号イ き 19,000円									
第11条第 第11条第 <u>数料額」という。)</u> 1 項に規定する非 定する非 定する非 第2号イ き 19,000円									
1 項に規 1 項に規									
定する非 定する非 第2号イ き 19,000円									-
					• !				

をいう。				をいう。	よび同号	のとき 次に掲げる
以下この					口 (2)	該建築物(複合建築
表におい					に定める	住宅部分単位仕様基
て同じ。					基準(以	認定の申請の場合に
) 登録) 登録	下この表	っては, 当該建築物
建築物エ				建築物工	において	住宅部分) の床面積
ネルギー				ネルギー	「仕様基	当該建築物の共用部
消費性能				消費性能		の床面積を除く。)
判定機関				1 47 = 174 17 4	<u>う。)に</u>	合計の区分に応じ,
(同法第				(同法第	よる評価	れぞれ次に定める額
15条第1				15条第 1	方法によ	(ア) 床面積の合計が
項に規定				項に規定	るものに	300平方メートル以
する登録				する登録		のとき 33,000円
建築物工				建築物工	(以下こ	(イ) 床面積の合計が
ネルギー				ネルギー	の表にお	300平方メートルを
消費性能				消費性能	いて「住	え,2,000平方メー
判定機関				判定機関	字単位什	ル以下のとき
をいう。					様基準認	55,000円
ウにおい				ウにおい		(ウ) 床面積の合計が
て同じ。				て同じ。	<u>う。)ま</u>	2,000平方メート/
))	たは複合	超え, 5,000平方/
ウ 複合建				ウ 複合建	建築物の	トル以下のとき
築物 登					住宅部分	97,000円
	1			7.47.		
録住宅性				録住宅性		(エ) 床面積の合計が
能評価機				能評価機	した認定	5,000平方メート/
関および	1			関および	(仕様基	<u>超えるとき</u> <u>145</u> ,
登録建築	ĺ			登録建築	準による	<u>円</u>
物エネル				物エネル		
ギー消費					によるも	
性能判定				性能判定	のに限る	
機関				機関	。) (以	
					下この表	
					において	
				ļ		
					「複合建	
				ļ	築物住宅	
					部分単位	
					仕様基準	
					認定」と	
			4		いう。)_	
	住宅以外	申請 次に掲げる認定の申請に			住宅以外	申請 次に掲げる認定の申請
	の用途の	1件 係る一の建築物 (複合建			の用途の	1件 係る一の建築物(複合
	みに供す	につ 築物非住宅部分単位標準			みに供す	につ 築物非住宅部分単位標
	る一の建				る一の建	
	築物を単	合にあっては, 当該建築			築物を単	合にあっては, 当該建
	位とした	物の非住宅部分)の床面			位とした	物の非住宅部分)の床
	認定 (建	積の合計の区分に応じ,			認定(基	積の合計の区分に応じ
	築物エネ	それぞれ次に定める額(準省令第	それぞれ次に定める額
	ルギー消	以下この表において「評			10条第 1	以下この表において「
	<u> 費性能基</u>	価機関未審査非住宅標準		ļ	号イ (1	価機関未審査非住宅標
	準等を定	入力法等手数料額」とい) および	入力法等手数料額」と
	める省令	う。)			同号口 (う。)
	(平成28	ア 床面積の合計が300			<u>1)</u> に定	ア 床面積の合計が30
	年経済産	平方メートル以下のと			める基準	方メートル以下のと
	業省令・	き 239,000円			(以下こ	239,000円
	国土交通	イ 床面積の合計が300			の表にお	イ 床面積の合計が30
	省令第1	平方メートルを超え,			いて「標	方メートルを超え,
	号。以下	1,000平方メートル以			準入力法	1,000平方メートル」
	この表に	下のとき 296,000円			等」とい	のとき 296,000円
	_					
	おいて「	ウ 床面積の合計が			う。) に	ウ 床面積の合計が1,
	基準省令	1,000平方メートルを			よる評価	平方メートルを超え
	」という	超え,2,000平方メー			方法によ	2,000平方メートル」
	。)第1	トル以下のとき			るものに	のとき 379,000円
	条第1項	379,000円			限る。)	エ 床面積の合計が2,
	第1号イ	エ 床面積の合計が			(以下こ	平方メートルを超え
	に定める	2,000平方メートルを			の表にお	5,000平方メートル」
	基準(以	超え, 5,000平方メー			いて「非	のとき 538,000円
	下この表	トル以下のとき			住宅建築	オ 床面積の合計が5,
	において	538,000円			物単位標	平方メートルを超え
	「標準入	オ 床面積の合計が			準入力法	10,000平方メートル
	力法等」	5,000平方メートルを			等認定」	下のとき 659,000月
	という。	超え, 10,000平方メー			という。	カ 床面積の合計が
		トル以下のとき)または	10,000平方メートル
			1 1 1	1	1 21-12	10,000十カケートル
) による 			1	始厶֏썼	- 却 - 0 - 000 元 - 1
) にょる 評価方法 によるも	659,000円 カ 床面積の合計が			複合建築 物の非住	超え, 25,000平方メ トル以下のとき

のほぼりて	10.000世士7. 17.大	1	ウガハナ	77.C 000 III
のに限る 。) (以	10,000平方メートルを		宅部分を	776,000円
, , , , , ,	超え, 25,000平方メー		単位とし	キ 床面積の合計が
下この表	トル以下のとき		た認定(25,000平方メートルを
において	776,000円		標準入力	超えるとき 880,000円
「非住宅	キ 床面積の合計が		法等によ	
建築物単	25,000平方メートルを		る評価方	
位標準入	超えるとき 880,000		法による	
力法等認	円		ものに限	
定」とい			る。) (
う。) ま			以下この	
たは複合			表におい	
建築物の			て「複合	
非住宅部			建築物非	
分を単位			住宅部分	
とした認			単位標準	
定(標準			入力法等	
入力法等			認定」と	
による評			いう。)	
価方法に				
よるもの				
に限る。				
) (以下				
この表に				
おいて「				
複合建築				
物非住宅				
部分単位				
標準入力				
法等認定				
」という				
。)				
住宅以外	申請 次に掲げる認定の申請に	i	住宅以外 申	請次に掲げる認定の申請に
の用途の	1件 係る一の建築物 (複合建			件係る一の建築物(複合建
みに供す	につ 築物非住宅部分単位モデ		みに供す に	つ 築物非住宅部分単位モデ
る一の建	き ル建物法認定の申請の場		る一の建 き	
築物を単	合にあっては, 当該建築		築物を単	合にあっては, 当該建築
位とした	物の非住宅部分)の床面		位とした	物の非住宅部分)の床面
認定(基	積の合計の区分に応じ,		認定(基	積の合計の区分に応じ,
準省令第	それぞれ次に定める額(準省令第	それぞれ次に定める額(
1条第1	以下この表において「評		10条第 1	以下この表において「評
項第1号	価機関未審査非住宅モデ		号イ (2	価機関未審査非住宅モデ
口に定め	ル建物法手数料額」とい) および	ル建物法手数料額」とい
る基準(5.)		同号口(5.)
以下この	ア 床面積の合計が300		2) に定	ア 床面積の合計が300平
表におい	平方メートル以下のと		める基準	方メートル以下のとき
て「モデ	き 98,000円		(以下こ	98,000円
ル建物法	イ 床面積の合計が300		の表にお	イ 床面積の合計が300平
」という	平方メートルを超え, 1,000平方メートル以		いて「モ デル建物	方メートルを超え, 1,000平方メートル以下
。) によ ス証価士			· ·	1,000平万メートル以下 のとき 122,000円
る評価方	下のとき 122,000円		法」とい	
法による	ウ 床面積の合計が		う。)に	ウ 床面積の合計が1,000
ものに限	1,000平方メートルを		よる評価	平方メートルを超え,
る。)(超え, 2,000平方メー		方法によ	2,000平方メートル以下
以下この	トル以下のとき		るものに	のとき 156,000円
表におい	156,000円		限る。)	エ 床面積の合計が2,000
て「非住	エ 床面積の合計が		(以下こ	平方メートルを超え,
宅建築物	2,000平方メートルを		の表にお	5,000平方メートル以下
単位モデ	超え, 5,000平方メー		いて「非	のとき 249,000円
ル建物法	トル以下のとき		住宅建築	オ 床面積の合計が5,000
認定」と	249,000円		物単位モ	平方メートルを超え,
いう。)	オ 床面積の合計が		デル建物	10,000平方メートル以
または複	5,000平方メートルを		法認定」	下のとき 321,000円
合建築物	超え,10,000平方メー		という。	カ 床面積の合計が
	トル以下のとき) または	10,000平方メートルを
の非住宅			複合建築	超え,25,000平方メー
部分を単	321,000円	1 1		1
部分を単 位とした			物の非住	トル以下のとき
部分を単	321,000円		物の非住 宅部分を	トル以下のとき 383,000円
部分を単 位とした	321,000円 カ 床面積の合計が			
部分を単位とした認定(モ	321,000円 カ 床面積の合計が 10,000平方メートルを		宅部分を	383,000円
部分を単 位とした 認定(モ デル建物	321,000円 カ 床面積の合計が 10,000平方メートルを 超え,25,000平方メー		宅部分を 単位とし	383,000円 キ 床面積の合計が
部分を単 位とで 定 定 で 建 、 法 に よ る と も も も も も も も も も も も も も も も も も も	321,000円 カ 床面積の合計が 10,000平方メートルを 超え,25,000平方メー トル以下のとき		宅部分を 単位とし た認定(383,000円 キ 床面積の合計が 25,000平方メートルを
部位と を と に を 定 に 建 よ に に あ る た る た る た る た る た る た る た る た る た る	321,000円 カ 床面積の合計が 10,000平方メートルを 超え,25,000平方メー トル以下のとき 383,000円		宅部分を 単位とし た認定 (モデル建	383,000円 キ 床面積の合計が 25,000平方メートルを
部位認デ法にでいる。としてはないには、できませんでは、はないにはなった。これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、	321,000円 カ 床面積の合計が 10,000平方メートルを 超え,25,000平方メー トル以下のとき 383,000円 キ 床面積の合計が		宅部分を 単位とし た認定 モデル建 物法によ	383,000円 キ 床面積の合計が 25,000平方メートルを

	において			1		る。)(
	「複合建					以下この		
	築物非住 宅部分単					表におい て「複合		
	位モデル					建築物非		
	建物法認 定」とい					住宅部分 単位モデ		
	た」とい う。)					単位でプ ル建物法		
						認定」と		
	複合建築	由語	認定の申請に係る一の建	-		いう。) 複合建築	由語	認定の申請に係る一の建
	物を単位		築物の非住宅部分の床面			物を単位		築物の非住宅部分の床面
	とした認		積により算定した評価機			とした認		積により算定した評価機関も実施された
	定(標準入力法等	き	関未審査非住宅標準入力 法等手数料額と, 住戸の			定(標準 入力法等	き	関未審査非住宅標準入力 法等手数料額と, 住宅部
	による評		戸数および共用部分の床			による評		分についての申請が、複
	価方法に よるもの		面積により算定した <u>評価</u> 機関未審査住宅手数料額			価方法に よるもの		<u>合建築物住宅部分単位性</u> 能基準認定の申請の場合
	に限る。		とを合算した額(以下こ			に限る。		にあっては当該住宅部分
) (以下		の表において「評価機関)(以下		<u>の</u> 住戸の戸数および共用
	この表に おいて「		未審査複合建築物標準入 力法等手数料額」という			この表に おいて「		部分の床面積により算定 した評価機関未審査住宅
	複合建築		。)			複合建築		性能基準手数料額とを
	物単位標 準入力法					物単位標 準入力法		複合建築物住宅部分単位 仕様基準認定の申請の場
	等認定」					等認定」		合にあっては当該住宅部
	という。					という。		分の住戸の戸数および床
						<u> </u>		<u>面積(当該建築物の共用</u> 部分の床面積を除く。)
								により算定した評価機関
								未審査住宅仕様基準手数 料額とを合算した額(以
								下この表において「評価
								機関未審査複合建築物標
								準入力法等手数料額」と いう。)
	複合建築	申請	認定の申請に係る一の建	1		複合建築	申請	認定の申請に係る一の建
	物を単位とした認		築物の非住宅部分の床面 積により算定した評価機			物を単位 とした認		築物の非住宅部分の床面 積により算定した評価機
	定(モデ	き	関未審査非住宅モデル建			定(モデ	き	関未審査非住宅モデル建
	ル建物法		物法手数料額と、住戸の			ル建物法		物法手数料額と、住宅部
	による評 価方法に		戸数および共用部分の床 面積により算定した評価			による評 価方法に		<u>分についての申請が,複</u> 合建築物住宅部分単位性
	よるもの		機関未審査住宅手数料額			よるもの		能基準認定の申請の場合
	に限る。) (以下		とを合算した額(以下こ の表において「評価機関			に限る。) (以下		にあっては当該住宅部分 の住戸の戸数および共用
	この表に		未審査複合建築物モデル			この表に		部分の床面積により算定
	おいて「		建物法手数料額」という			おいて「		した評価機関未審査住宅
	複合建築 物単位モ		。)			複合建築 物単位モ		性能基準手数料額とを <u>,</u> 複合建築物住宅部分単位
	デル建物					デル建物		仕様基準認定の申請の場
	法認定」 という。					法認定」 という。		合にあっては当該住宅部 分の住戸の戸数および床
))		面積(当該建築物の共用
								部分の床面積を除く。)
								により算定した評価機関 未審査住宅仕様基準手数
								料額とを合算した額(以
								下この表において「評価 機関未審査複合建築物モ
								デル建物法手数料額」と
	(2) 評価機関 住宅単位	由誌	次のアおよびイに掲げる	4	(2) 評価機関	住字畄位	由軸	いう。) 次のアおよびイに掲げる
	(2) 評価機関 <u>住宅単位</u> 審査を受け <u>認定</u> また		額を合算した額 (共用部		番査を受け	_		額を合算した額 (共用部
	たものは複合建		分がない建築物に係る認		たもの	<u>認定</u> また		分がない建築物に係る認
	築物住宅 部分単位	き	定の申請の場合にあって は、次のアに掲げる額。			は <u>複合建</u> 築物住宅	き	定の申請の場合にあって は,次のアに掲げる額。
	認定		以下この表において「 <u>評</u>			部分単位		以下この表において「 <u>評</u>
			価機関審査済住宅手数料 額」という。)			性能基準 認定		価機関審査済住宅性能基 準手数料額 という。)
			<u>観」という。</u>) ア 次に掲げる認定の申			<u>p心 人C</u>		<u>単手級科領</u> 」という。) ア 次に掲げる認定の申
			請に係る一の建築物の					請に係る一の建築物の
			住戸の戸数の区分に応 じ、それぞれ次に定め					住戸の戸数の区分に応 じ、それぞれ次に定め
<u> </u>	<u> </u>		し、これしても近くにため		<u> </u>	<u> </u>	1	し, し40し405人(に足の)

	る額(3)は豆の豆粉が1の	る額(な)は同	の豆粉が1の
	(ア) 住戸の戸数が1の とき 7,000円	(7) 住户(とき 7	の戸数が1の 7,000円
	(イ) 住戸の戸数が2以		,。。。 の戸数が2以
	上5以下のとき	上5以	下のとき
	12,000円	12,000	
	(ウ) 住戸の戸数が6以 上10以下のとき		の戸数が6以 下のとき
	18,000円	18,000	
	(エ) 住戸の戸数が11以	(エ) 住戸(の戸数が11以
	上25以下のとき		下のとき
	29,000円 (オ) 住戸の戸数が26以	29,000 (大) 住豆(刊 の戸数が26以
	上50以下のとき		のい数か20以 下のとき
	46,000円	46,000	
	(カ) 住戸の戸数が51以		の戸数が51以
	上100以下のとき 80,000円	上100以 80,000月	∜下のとき
	(キ) 住戸の戸数が101		っ の戸数が101
	以上200以下のとき)以下のとき
	120,000円	120,000	
	(ク) 住戸の戸数が201 以上300以下のとき		の戸数が201)以下のとき
	150,000円	150,000	
	(ケ) 住戸の戸数が301		の戸数が301
	以上のとき		とき 170,00
	170,000円 イ 次に掲げる認定の申	円	げる認定の申
	請に係る一の建築物の		ーの建築物の
	共用部分の床面積の合		の床面積の合
	計の区分に応じ, それ		に応じ, それ
	ぞれ次に定める額	ぞれ次に知る。	
	(ア) 床面積の合計が 300平方メートル以		債の合計が ↑メートル以↑
	下のとき 11,000円		11,000円
	(イ) 床面積の合計が		積の合計が
	300平方メートルを 超え,2,000平方メ		「メートルを超
	一トル以下のとき	ル以下()00平方メート のとき
	28,000円	28, 000F	円
	(ウ) 床面積の合計が		積の合計が
	2,000平方メートル を超え,5,000平方		5,000平方メー
	メートル以下のとき		,000年カブ 下のとき
	80,000円	80,00	
	(エ) 床面積の合計が		顔の合計が
	5,000平方メートル を超え,10,000平方		5方メートルを 10,000平方メ
	メートル以下のとき		以下のとき
	126,000円	126,0	000円
	(オ) 床面積の合計が		債の合計が
	10,000平方メートル を超え,25,000平方		平方メートル 25,000平方
	メートル以下のとき		レ以下のとき
	158,000円	158,0	000円
	(カ) 床面積の合計が		債の合計が
	25,000平方メートル を超えるとき	25,000 ⁴ を超える	平方メートル スレき
	190,000円	190,000	
	(新設)	住宅単位 申請 次に掲げる記	
		仕様基準 1件 係る一の建築	
		認定また につ 戸数の区分 は複合建 き ぞれ次に定め	
			<u>のる観(以下</u> ハて「評価機
			老仕様基準手
		仕様基準 数料額」とい	
			<u>戸数が1のと</u>
		<u>き 7,000</u> イ 住戸のi	<u>)円</u> 戸数が2以上
			<u>- 剱か⊿以上</u> 欠に掲げる当
			(複合建築物
			単位仕様基準
		1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	請の場合にあ 火蛄建筑物の
		<u>つては</u> , :	当該建築物の

 T				
複物準等 一種が変に、 を対象では、 を対象を対象では、 を対象を対象を対象に対象を対象に対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対	(略) (略) に窓物に完定性額 に窓物に客では、一の評判下機準にって、一の評判に名でなり、一の評判では、一ののに個人戸の評判では、一ののにのなり、一ののにのなり、一ののにでは、一ののにでは、一ののにでは、一ののにでは、一ののでは、一ののにででは、一ののにででは、一ののにででは、一ののにででは、一ののにででは、一ののにででは、一ののにででは、一ののにででは、一ののにででは、一ののにででは、一ののにででは、一ののにででは、一ののにででは、一のでは、一のでは、一のでは、一のでは、一のでは、一のでは、一のでは、一		物準等 単入記 一	(当数年の (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)
物単位モ デル建物	1件 築物の非住宅部分の床面 につ 積により算定した評価機 関審査済非住宅モデル建 物法手数料額と,住戸の 戸数および共用部分の床 面積により算定した評価 機関審査済住宅手数料額 とを合算した額(以下こ		物単位モ デル建物	審査済住宅仕様基準手数 料額とを合算した額(以 下この表において「評価 機関審査済複合建築物標 準入力法等手数料額」と いう。) 申請 認定の申請に係る一の建 築物の非住宅部分の床面 積により算定したデル建 物法手数料額と,住宅部 分についての申請が、 自建築物住宅部分単位性 能基準認定の申請の場合 にあっては当該住宅部分
	の表において「評価機関審査済複合建築物モデル建物法手数料額」という。)			の住戸の戸数および共用部分の床面積により算定した評価機関審査済住宅性能基準手数料額とを,複合建築物住宅部分単位仕様基準認定の申請の場合にあっては当該住宅部分の住戸の戸数および床面積(当該建築物の共用部分の床面積を除く。)により算定した評価機関審査済住宅仕様基準手数料額とを合算したおいて「評価機関審査済複合建築物モデル建物法手数料額」と

					1	1 і Г			1	1	
0 34	- ## F O	(1) ST (TT 166 BB	(大字光)	rh ≑±	知点の由註にばて の母)+# = 0	(1) \$\frac{1}{2} \text{TT \chi_0 \text{BB}}	化字光片	rh ≑±	いう。)
			住宅単位		認定の申請に係る一の建 築物について函館市建築		2 法第53 条第1項		住宅単位		認定の申請に係る一の建 築物について函館市建築
	₹1項 見定に		<u>認定</u> また は複合建		基準条例第60条の12第1		来第1頃 の規定に	番鱼を受り ていないも	性能基準		基準条例第60条の12第1
	そに	0	は <u>後日建</u> 築物住宅		選甲米別第00米の12第1 項および第2項の規定に		基づく低	0	応足 また は複合建	き	項および第2項の規定に
	建築		部分単位	C	より確認の申請1件につ		炭素建築	V)	は <u>後日建</u> 築物住宅	C	より確認の申請1件につ
	· 英等		認定		き納付すべき手数料とし		物新築等		部分単位		き納付すべき手数料とし
	が認		PLY VE		て算定される額に相当す		計画の認		性能基準		て算定される額に相当す
	(法第				る額(当該認定の申請に		定(法第		認定		る額(当該認定の申請に
	第 2				係る計画に、同条第1項		54条第2		HILL AL		係る計画に, 同条第1項
	規定				に規定する昇降機に係る		項の規定				に規定する昇降機に係る
	る申				部分が含まれている場合		による申				部分が含まれている場合
出が	ぶある				にあっては、当該昇降機		出がある				にあっては、当該昇降機
場合	に限				1 基につき同項の規定に		場合に限				1 基につき同項の規定に
る。)				より算定される加算額に		る。)				より算定される加算額に
					相当する額を加算した額						相当する額を加算した額
)(以下この表において) (以下この表において
					「確認申請手数料相当額						「確認申請手数料相当額
					」という。)と <u>評価機関</u>						」という。)と <u>評価機関</u>
					未審査住宅手数料額とを						未審査住宅性能基準手数
					合算した額						料額とを合算した額
					(新設)				住宅単位	申請	確認申請手数料相当額と
									仕様基準	1 件	評価機関未審査住宅仕様
									認定また	につ	基準手数料額とを合算し
									は複合建	き	<u>た額</u>
									築物住宅		
									部分単位		
									仕様基準		
					(116)				認定		(96.)
		(2) 評価機関	住宅単位	申請	(略) 確認申請手数料相当額と			(2) 評価機関	住宅単位	由注	(略) 確認申請手数料相当額と
			住七単位 認定また		唯			(2) 評価機関			唯
		番重を支り たもの	<u>応足</u> また は複合建		料額とを合算した額			番組を支り たもの	性能差単 認定また		基準手数料額とを合算し 基準手数料額とを合算し
		72.807	築物住宅	き	竹帜 で 日弁 した 帜			72 8 07	は複合建	き	医中子奴科領 とを日昇し た額
			部分単位	C					な <u>して</u> 築物住宅	C	/_ nx
			認定						部分単位		
			WG- AC						性能基準		
									認定		
					(新設)				住宅単位	申請	確認申請手数料相当額と
									仕様基準		評価機関審査済住宅仕様
									認定また	につ	基準手数料額とを合算し
									は複合建		た額
									築物住宅		
									部分単位		
									仕様基準		
									認定		
<u></u>			0.4: =	Tar ex	(略)				0.4		(略)
			住宅の用		次のアおよびイに掲げる		3 法第55		住宅の用	1	次のアおよびイに掲げる
	第1項		途のみに		額を合算した額(共用部		条第1項		途のみに		額を合算した額(共用部
	定に		供する一の建筑物		分がない建築物に係る変更の認定の申請の担合に		の規定に	ていないも	供する一の建筑物	ı	分がない建築物に係る変更の認定の申請の担合に
	ごく認	0	の建築物	き	更の認定の申請の場合に		基づく認	0	の建築物	き	更の認定の申請の場合に
	受け 炭素		を単位と した変更		あっては,次のアに掲げ る額。以下この表におい		定を受けた低炭素		を単位と した変更		あっては,次のアに掲げ る額。以下この表におい
	灰素 動新		した変更の認定(る領。以下この表において て「評価機関未審査住宅		に低灰系建築物新		の認定(る領。以下この表において て「評価機関未審査住宅
建架 築等		1	^ 型じんこ (建築物 刺 築等計画		の応足 <u>し</u> 性能基準		性能基準変更手数料額
采守			ロエュル			1 1 1	未可可凹	•	工此左毕		
の亦			以下この 表におい		<u>変更手数料額</u> 」という。		の変更の		による証		という)
	更の		表におい)		の変更の認定(同		による評 価方法に		という。) ア 次に掲げる変更の認
認定	ぎ更の (同		表におい て「 <u>住宅</u>) ア 次に掲げる変更の認		認定(同		価方法に		ア 次に掲げる変更の認
認定 条第	ぎ更の E (同 E 2 項		表におい て「 <u>住宅</u> 単位変更) ア 次に掲げる変更の認 定の申請に係る一の建		認定(同条第2項		価方法に よるもの		ア 次に掲げる変更の認 定の申請に係る一の建
認定 条第 にお	ぎ更の 至(同 第2項 Sいて		表におい て「 <u>住宅</u> 単位変更 認定」と		ア 次に掲げる変更の認 定の申請に係る一の建 築物の住戸の戸数の区		認定(同条第2項において		<u>価方法に</u> よるもの に限る。		ア 次に掲げる変更の認 定の申請に係る一の建 築物の住戸の戸数の区
認定条第にお	変更の 三 () () () () () () () () () ()		表におい て「 <u>住宅</u> 単位変更 <u>認定</u> 」と いう。)		ア 次に掲げる変更の認 定の申請に係る一の建 築物の住戸の戸数の区 分に応じ,それぞれ次		認定(同 条第2項 において 準用する		<u>価方法に</u> よるもの に限る。)(以下		ア 次に掲げる変更の認 定の申請に係る一の建 築物の住戸の戸数の区 分に応じ、それぞれ次
認第に準法	E 更の同 ほ2項 おいる 計する 系54条		表におい て「 <u>住変更</u> <u>認定</u> 」 いう。 は または		ア 次に掲げる変更の認 定の申請に係る一の建 築物の住戸の戸数の区 分に応じ,それぞれ次 に定める額		認定(同 条第2項 において 準用する 法第54条		価方法に よるもの に限る。)_(以下 この表に		ア 次に掲げる変更の認定の申請に係る一の建築物の住戸の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額
認条に準法第定第お用第2	更 (E) (E) (E) (E) (E) (E) (E) (E) (E) (E)		表に「生変」といまた建築して、主産変」といまままで、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、こので		ア 次に掲げる変更の認 定の申請に係る一の建 築物の住戸の戸数の区 分に応じ,それぞれ次		認定(同 条第2項 において 準用する		<u>価方法に</u> よるもの に限る。)_(以下 この表に おいて「		ア 次に掲げる変更の認 定の申請に係る一の建 築物の住戸の戸数の区 分に応じ、それぞれ次
認条に準法第規定第お用第2定	E 更の同 ほ2項 おいる 計する 系54条		表に「位定」、は住変」、は年度と)を建築をは、一般を建立。は、またのは、またのは、またのは、またのは、またのは、またのは、またのは、またの		ア 次に掲げる変更の認 定の申請に係る一の建 築物の住戸の戸数の区 分に応じ、それぞれ次 に定める額 (7) 住戸の戸数が1の		認条に準法第2項の は1年の は1年の は1年の は1年の は1年の は1年の は1年の は1年		価方法に よるもの に限る。)_(以下 この表に		ア 次に掲げる変更の認定の申請に係る一の建築物の住戸の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額(7)住戸の戸数が1の
認条に準法第規る定第お用第2定申	変 (2 いする条のような条のような (2 いする (2 いまる) ままま (3 にままま (3 にままままままままままままままままままままま		表に「生変」といまた建築して、主産変」といまままで、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、こので		ア 次に掲げる変更の認 定の申請に係る一の建 築物の住戸の戸数の区 分に応じ、それぞれ次 に定める額 (7) 住戸の戸数が1の とき 21,000円		認条に準法第2 に1 に1 に2 に2 に2 に3 に3 に3 に4 に4 に4 に4 に4 に5 に4 に4 に4 に4 に4 に4 に4 に4 に4 に4 に4 に4 に4		<u>価方法に</u> よるもの に限る。)_(以下 この表に おいて「 住宅単位		ア 次に掲げる変更の認 定の申請に係る一の建 築物の住戸の戸数の区 分に応じ、それぞれ次 に定める額 (7) 住戸の戸数が1の とき 21,000円
認条に準法第規る定第お用第2定申	更(525年) 更の同項でる条のよが合		表て単認いま合の分には住変」。は築宅単と)複物部位		ア 次に掲げる変更の認 定の申請に係る一の建 築物の住戸の戸数の区 分に応じ、それぞれ次 に定める額 (7) 住戸の戸数が1の とき 21,000円 (4) 住戸の戸数が2以		認条に準法第規る に 2 いす44項に出 同項てる条のよが		<u>価方法にの</u> <u>に限る。</u> <u>)</u> (の表で 単 全 性 性 性 性 性 性 性 性		ア 次に掲げる変更の認 定の申請に係る一の建 築物の住戸の戸数の区 分に応じ、それぞれ次 に定める額 (7) 住戸の戸数が1の とき 21,000円 (イ) 住戸の戸数が2以
認条に準法第規るなに定第お用第2定申い限	更(525年) 更の同項でる条のよが合		表て単認いま合の分と更お住変」。は築宅単た認い宅更と)複物部位変定		ア 次に掲げる変更の認 定の申請に係る一の建 築物の住戸の戸数の区 分に応じ、それぞれ次 に定める額 (7) 住戸の戸数が1の とき 21,000円 (4) 住戸の戸数が2以 上5以下のとき		認条に準法第2 (24) (25) (25) (25) (35) (35) (4) (4) (5) (5) (5) (5) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7		価よにの。 下に「位準定性整要には を基認を では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、		ア 次に掲げる変更の認 定の申請に係る一の建 築物の住戸の戸数の区 分に応じ、それぞれ次 に定める額 (7) 住戸の戸数が1の とき 21,000円 (4) 住戸の戸数が2以 上5以下のとき
認条に準法第規るなに建定第お用第2定申い限築	医(2mg 54 項に出場りの同項でる条のよが合)		表て単認いま合の分とお住変」。は築宅単たの分として変している。は、までである。は、まで、までは、までは、までは、までは、までは、までは、までは、までは、までは		ア 次に掲げる変更の認 定の申請に係る一の建 築物の住戸の戸数の区 分に応じ、それぞれ次 に定める額 (7) 住戸の戸数が1の とき 21,000円 (4) 住戸の戸数が2以 上5以下のとき 41,000円		認条に準法第規をなにて第お用第2定申い限のである。 では、 できない はい		価よにの。 下に「位準定」 は性変」と		ア 次に掲げる変更の認 定の申請に係る一の建 築物の住戸の戸数の区 分に応じ、それぞれ次 に定める額 (7) 住戸の戸数が1の とき 21,000円 (4) 住戸の戸数が2以 上5以下のとき 41,000円
認条に準法第規るなに建新定第お用第2定申い限築築	で、2 いする条のよが合、の同項でる条のよが合、の		表て単認いま合の分と更(お住変」。は築宅単た認下い宅更と)複物部位変定こ		ア 次に掲げる変更の認 定の申請に係る一の建 築物の住戸の戸数の区 分に応じ、それぞれ次 に定める額 (7) 住戸の戸数が1の とき 21,000円 (イ) 住戸の戸数が2以 上5以下のとき 41,000円 (ウ) 住戸の戸数が6以		認条に準法第規るなに建定第お用第2定申い限築りないす54項に出場り物のよが合,の		価よにの。 方る限(のい宅能更と) に位準定うた		ア 次に掲げる変更の認定の申請に係る一の建築物の住戸の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額(7)住戸の戸数が1のとき21,000円(イ)住戸の戸数が2以上5以下のとき41,000円(ケ)住戸の戸数が6以
認条に準法第規るなに建新関定第お用第2定申い限築築す	で、2017年1日場りの同項でる条のよが合、のに 1017年1日場り物のに		表て単認いま合の分と更(のお住変)。は築宅単た認下にいて重と)複物部位変定こお		ア 次に掲げる変更の認 定の申請に係る一の建 築物の住戸の戸数の区 分に応じ、それぞれ次 に定める額 (7) 住戸の戸数が1の とき 21,000円 (イ) 住戸の戸数が2以 上5以下のとき 41,000円 (ウ) 住戸の戸数が6以 上10以下のとき		認条に準法第規るなに建新定第お用第2定申い限築築第は出場り物等に出場り物等にはいいのに		価よに)こお住性変」。は 方る限(のい宅能更と)複 ないま合単基認いま合		ア 次に掲げる変更の認定の申請に係る一の建築物の住戸の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額(7)住戸の戸数が1のとき21,000円(イ)住戸の戸数が2以上5以下のとき41,000円(ケ)住戸の戸数が6以上10以下のとき
認条に準法第規るなに建新関事定第お用第2定申い限築築すの	医(2)の同項でる条のよが合,のに工		表て単認いま合の分と更(のいに「位定うた建住をしの以表てお住変」。は築宅単た認下に「い宅更と)複物部位変定こお複		ア 次に掲げる変更の認定の申請に係る一の建築物の住戸の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額(7)住戸の戸数が1のとき21,000円(イ)住戸の戸数が2以上5以下のとき41,000円(ウ)住戸の戸数が6以上10以下のとき58,000円		認条に準法第規るなに建新関定第お用第2定申い限築築す(2いす54項に出場り物等る同項でる条のよが合,のにエ		価よに)こお住性変」。は築 方る限(のい宅能更と)複物 をある以表て単基認いま合の ででは、一位準定うた建住		ア 次に掲げる変更の認定の申請に係る一の建築物の住戸の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額(7)住戸の戸数が1のとき21,000円(イ)住戸の戸数が2以上5以下のとき41,000円(ウ)住戸の戸数が6以上10以下のとき58,000円
認条に準法第規るなに建新関事予定第お用第2定申い限築築すの定	医によなける条のに出場り物に工手の同項でる条のよが合,のに工手		表て単認いま合の分と更(のい合に「位定うた建住をしの以表て建お住変」。は築宅単た認下に「築い主更と)複物部位変定こお複物) ア 次に掲げる変更の認定の申請に係る一の建築物の住戸の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (7) 住戸の戸数が1のとき 21,000円 (4) 住戸の戸数が2以上5以下のとき 41,000円 (ウ) 住戸の戸数が6以上10以下のとき 58,000円 (エ) 住戸の戸数が11以		認条に準法第規るなに建新関事定第お用第2定申い限築築すの(2いす54項に出場り物等る着同項でる条のよが合,のに工手		価よに)こお住性変」。は築宅方る限(のい宅能更と)複物部法もる以表て単基認いま合の分にの。下に「位準定うた建住を		ア 次に掲げる変更の認 定の申請に係る一の建 築物の住戸の戸数の区 分に応じ、それぞれ次 に定める額 (7) 住戸の戸数が1の とき 21,000円 (4) 住戸の戸数が2以 上5以下のとき 41,000円 (ウ) 住戸の戸数が6以 上10以下のとき 58,000円 (エ) 住戸の戸数が11以
認条に準法第規るなに建新関事予ま定第お用第2定申い限築築すの定た	医医乳の骨の はいまり をいる かいま こう		表て単認いま合の分と更(のい合住に「位定うた建住をしの以表て建宅お住変」。は築宅単た認下に「築部い宅更と)複物部位変定こお複物分		ア 次に掲げる変更の認定の申請に係る一の建築物の住戸の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額(7)住戸の戸数が1のとき21,000円(イ)住戸の戸数が2以上5以下のとき41,000円(カ)住戸の戸数が6以上10以下のとき58,000円(エ)住戸の戸数が11以上25以下のとき		認条に準法第規るなに建新関事予定第お用第2定申い限築築すの定(2いす54項に出場り物等る着時同項でる条のよが合,のに工手期		価よに)こお住性変」。は築宅単方る限(のい宅能更と)複物部位法もる以表て単基認いま合の分とにの。下に「位準定うた建住をし		ア 次に掲げる変更の認定の申請に係る一の建築物の住戸の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額(7)住戸の戸数が1のとき21,000円(イ)住戸の戸数が2以上5以下のとき41,000円(カ)住戸の戸数が6以上10以下のとき58,000円(エ)住戸の戸数が11以上25以下のとき

				<u> </u>	
変更の認		120,000円	変更の認	よる評価	120,000円
定を申請		(カ) 住戸の戸数が51以	定を申請	方法によ	(カ) 住戸の戸数が51以
する場合		上100以下のとき	する場合	るものに	上100以下のとき
を除く。		170,000円	を除く。	限る。)	170,000円
)		(キ) 住戸の戸数が101)	(以下こ	(キ) 住戸の戸数が101
		以上200以下のとき		の表にお	以上200以下のとき
		250,000円		いて「 <u>複</u>	250,000円
		(ク) 住戸の戸数が201		合建築物_	(1) 住戸の戸数が201
		以上300以下のとき		住宅部分	以上300以下のとき
		320,000円		単位性能	320,000円
		(ケ) 住戸の戸数が301		基準変更	(ケ) 住戸の戸数が301
		以上のとき		認定」と	以上のとき 370,000
		370,000円		いう。)	円
		イ 次に掲げる変更の認		, , ,	イ 次に掲げる変更の認
		定の申請に係る一の建			定の申請に係る一の建
		築物の共用部分の床面			築物の共用部分の床面
		積の合計の区分に応じ			積の合計の区分に応じ
		,それぞれ次に定める			,それぞれ次に定める
		額			額
		(ア) 床面積の合計が			(ア) 床面積の合計が
		300平方メートル以			300平方メートル以下
		下のとき 59,000円			のとき 59,000円
		(イ) 床面積の合計が			(イ) 床面積の合計が
		300平方メートルを			300平方メートルを超
į l					え, 2,000平方メートルを超
		超え, 2,000平方メ			
		ートル以下のとき			ル以下のとき
		102,000円			102,000円
		(ウ) 床面積の合計が			(ウ) 床面積の合計が
		2,000平方メートル			2,000平方メートルを
		を超え, 5,000平方			超え,5,000平方メー
		メートル以下のとき			トル以下のとき
		178,000円			178,000円
		(エ) 床面積の合計が			(エ) 床面積の合計が
		5,000平方メートル			5,000平方メートルを
		を超え, 10,000平方			超え, 10,000平方メ
		メートル以下のとき			ートル以下のとき
		239, 000円			239,000円
		(オ) 床面積の合計が			(オ) 床面積の合計が
		10,000平方メートル			10,000平方メートル
		を超え, 25,000平方			を超え,25,000平方
		メートル以下のとき			メートル以下のとき
		290,000円			290,000円
		(カ) 床面積の合計が			(カ) 床面積の合計が
		25,000平方メートル			25,000平方メートル
		を超えるとき			, , , , , , ,
					を超えるとき
		340,000円	1 1	0.1 1.2	340,000円
		(新設)			<u> 次に掲げる変更の認定の</u>
				途のみに 1件	申請に係る一の建築物の
				<u>供する一</u> につ	<u>住戸の戸数の区分に応じ</u>
				の建築物き	, それぞれ次に定める額
				を単位と	(以下この表において「
				した変更	評価機関未審査住宅仕様
				の認定(基準変更手数料額」とい
				仕様基準	<u> </u>
				による評価	ア 住戸の戸数が1のと
				価方法に	き <u>13,000円</u>
				よるもの	イ 住戸の戸数が2以上
				<u>に限る。</u>	<u>のとき</u> 次に掲げる当
) (以下	該建築物(複合建築物
				この表に	住宅部分単位仕様基準
				おいて「	変更認定の申請の場合
				住宅単位	にあっては, 当該建築
				仕様基準	物の住宅部分)の床面
				変更認定	積(当該建築物の共用
				<u>」という</u> \ ***	部分の床面積を除く。
				<u>。) また</u>) の合計の区分に応じ
				は複合建	<u>, それぞれ次に定める</u>
				築物の住	<u>額</u>
				宅部分を	(ア) 床面積の合計が
				単位とし	300平方メートル以下
				た変更の	のとき 22,000円
				認定(仕	(イ) 床面積の合計が
	i i			PICH CTL	<u>(17 // ハロガリップロ in // / / / / / / / / / / / / / / / / /</u>
					300平 七 くー じゅんむ
				<u>様基準に</u> よる評価	300平方メートルを超 え, 2,000平方メート

								,
						方法によ		<u>ル以下のとき</u>
						<u>るものに</u> 限る。)		38,000円 (ウ) 床面積の合計が
						(以下こ		2,000平方メートルを
						の表にお		超え, 5,000平方メー
						<u>いて「複</u> 合建築物		<u>トル以下のとき</u> 70,000円
						日 <u>年案初</u> 住宅部分		(エ) 床面積の合計が
						単位仕様		5,000平方メートルを
						基準変更		<u>超えるとき</u> 111,000
						<u>認定」と</u> いう。)		<u>円</u>
			(略)	1		<u>v·)。)</u>		(略)
	複	合建築 申請		1		複合建築	申請	変更の認定の申請に係る
		を単位 1件				物を単位		一の建築物の非住宅部分
		した変 につ	の床面積により算定した 評価機関未審査非住宅標			とした変 更の認定	につ き	の床面積により算定した 評価機関未審査非住宅標
		標準入	準入力法等変更手数料額			、 標準入	2	产 個 機 男 不 番 重
		法等に	と, 住戸の戸数および共			力法等に		と, 住宅部分についての
		る評価	用部分の床面積により算			よる評価		申請が、複合建築物住宅
		法によ ものに	定した <u>評価機関未審査住</u> 宅変更手数料額とを合算			方法によ るものに		部分単位性能基準変更認 定の申請の場合にあって
		3.)	した額(以下この表にお			ひものに限る。)		は当該住宅部分の住戸の
		以下こ	いて「評価機関未審査複			(以下こ		戸数および共用部分の床
		表にお	合建築物標準入力法等変			の表にお		面積により算定した評価
		て「複 ·建築物	更手数料額」という。)			いて「複 合建築物		機関未審査住宅性能基準 変更手数料額とを,複合
		位標準				単位標準		建築物住宅部分単位仕様
	入	力法等				入力法等		基準変更認定の申請の場
		更認定				変更認定		合にあっては当該住宅部
	F	という)				」という 。)		分の住戸の戸数および床 面積(当該建築物の共用
	Ĭ	<i></i>				,		部分の床面積を除く。)
								により算定した評価機関
								<u>未審査住宅仕様基準変更</u> 手数料額とを合算した額
								(以下この表において「
								評価機関未審査複合建築
								物標準入力法等変更手数
	油	合建築 申請	変更の認定の申請に係る			複合建築	由語	料額」という。) 変更の認定の申請に係る
			一の建築物の非住宅部分			して を単位		一の建築物の非住宅部分
	ح	した変につ	の床面積により算定した			とした変	につ	の床面積により算定した
		の認定き	評価機関未審査非住宅モ			更の認定	_	評価機関未審査非住宅モ
		モデル 物法に	デル建物法変更手数料額 と, 住戸の戸数および共			(モデル 建物法に		デル建物法変更手数料額 と、住宅部分についての
		る評価	用部分の床面積により算			よる評価		申請が、複合建築物住宅
	T -	法によ	定した評価機関未審査住			方法によ		部分単位性能基準変更認
		ものに る。)	宅変更手数料額とを合算 した額(以下この表にお			るものに 限る。)		定の申請の場合にあって は当該住宅部分の住戸の
		以下こ	いて「評価機関未審査複			(以下こ		戸数および共用部分の床
		表にお	合建築物モデル建物法変			の表にお		面積により算定した <u>評価</u>
		て「複 ·建築物	更手数料額」という。)			いて「複 合建築物		機関未審査住宅性能基準 変更手数料額とを,複合
		位モデ				百建築物 単位モデ		<u>変更子数料観</u> とを <u>, 複合</u> 建築物住宅部分単位仕様
	-	建物法				ル建物法		基準変更認定の申請の場
		更認定				変更認定		合にあっては当該住宅部
		という)				」という 。)		分の住戸の戸数および床 面積(当該建築物の共用
	٥	′				0 /		部分の床面積を除く。)
								により算定した評価機関
								未審査住宅仕様基準変更 王数料額とを会質した額
								<u>手数料額とを</u> 合算した額 (以下この表において「
								評価機関未審査複合建築
								物モデル建物法変更手数
(2	2) 評価機関 住	字単位 由詩	次のアおよびイに掲げる		(2) 評価機関	住字単位	申請	料額」という。) 次のアおよびイに掲げる
	が計画機関 住 審査を受け 変		額を合算した額(共用部			性能基準		額を合算した額(共用部
	たものま	たは <u>複</u> につ	分がない建築物に係る変		たもの	変更認定		分がない建築物に係る変
		・建築物 き	更の認定の申請の場合に			または <u>複</u> 合建築物	き	更の認定の申請の場合に
		<u>宅部分</u> 位変更	あっては、次のアに掲げ る額。以下この表におい			<u>合建築物</u> 住宅部分		あっては,次のアに掲げ る額。以下この表におい
		定	て「評価機関審査済住宅]		単位性能		て「評価機関審査済住宅

	変更手数料額」という。	1	基準変更		性能基準変更手数料額」
)		認定		<u>にに基中及又 7 妖行級</u>) という。)
	ア 次に掲げる変更の認				ア 次に掲げる変更の詞
	定の申請に係る一の建				定の申請に係る一の発
	築物の住戸の戸数の区				築物の住戸の戸数の日 分に応じ, それぞれる
	に定める額				に定める額
	(ア) 住戸の戸数が1の				(ア) 住戸の戸数が10
	とき 7,000円				とき 7,000円
	(イ) 住戸の戸数が2以				(イ) 住戸の戸数が2月
	上5以下のとき 12,000円				上5以下のとき 12,000円
	(ウ) 住戸の戸数が6以				(ウ) 住戸の戸数が6月
	上10以下のとき				上10以下のとき
	18,000円				18,000円
	(エ) 住戸の戸数が11以				(エ) 住戸の戸数が11リ
	上25以下のとき 29,000円				上25以下のとき 29,000円
	(オ) 住戸の戸数が26以				(オ) 住戸の戸数が26月
	上50以下のとき				上50以下のとき
	46,000円				46,000円
	(カ) 住戸の戸数が51以				(カ) 住戸の戸数が511
	上100以下のとき				上100以下のとき
	80,000円 (も) 住戸の戸数が101				80,000円 (キ) 住戸の戸数が101
	以上200以下のとき				以上200以下のとき
	120,000円				120,000円
	(ク) 住戸の戸数が201				(ク) 住戸の戸数が20
	以上300以下のとき				以上300以下のとき
	150,000円 (ケ) 住戸の戸数が301				150,000円 (ケ) 住戸の戸数が301
	以上のとき				以上のとき 170,0
	170,000円				円
	イ 次に掲げる変更の認				イ 次に掲げる変更の
	定の申請に係る一の建				定の申請に係る一の
	築物の共用部分の床面				築物の共用部分の床
	積の合計の区分に応じ , それぞれ次に定める				積の合計の区分に応 , それぞれ次に定め
	額				額
	(ア) 床面積の合計が				(ア) 床面積の合計が
	300平方メートル以				300平方メートル以
	下のとき 11,000円				のとき 11,000円
	(4) 床面積の合計が 300平方メートルを				(イ) 床面積の合計が 300平方メートルを
	超え, 2,000平方メ				え, 2,000平方メー
	ートル以下のとき				ル以下のとき
	28,000円				28,000円
	(ウ) 床面積の合計が				(ウ) 床面積の合計が
	2,000平方メートル 2,000平方メートル を超え,5,000平方				2,000平方メートル 超え,5,000平方メ
	メートル以下のとき				トル以下のとき
	80,000円				80,000円
	(エ) 床面積の合計が				(エ) 床面積の合計が
	5,000平方メートル				5,000平方メートル
	を超え, 10,000平方				超え,10,000平方
	メートル以下のとき 126,000円				ートル以下のとき 126,000円
	(オ) 床面積の合計が				(オ) 床面積の合計が
	10,000平方メートル				10,000平方メート
	を超え, 25,000平方				を超え, 25,000平
	メートル以下のとき				メートル以下のと
	158,000円				158,000円
	(カ) 床面積の合計が 25,000平方メートル				(カ) 床面積の合計が 25,000平方メート
	を超えるとき				を超えるとき
	190,000円				190,000円
	(新設)		住宅単位		次に掲げる変更の認定の
			仕様基準		申請に係る一の建築物の
			変更認定	T.	住戸の戸数の区分に応
			<u>または複</u> 合建築物	<u>き</u>	<u>, それぞれ次に定める</u> (以下この表において
			住宅部分		評価機関審査済住宅仕
			単位仕様		基準変更手数料額」とい
1	Ī		基準変更	ĺ	う。)

のとき 11,000円 (イ) 床面積の合計が 300平方メートルを超 え、2,000平方メート ル以下のとき 21,000円 (ウ) 床面積の合計が 2,000平方メートルを 超え、5,000平方メートルを 超え、5,000平方メートル以下のとき 44,000円 (エ) 床面積の合計が			
		認定	<u>き 7,000円</u>
(株)			該建築物(複合建築物
製の利用部を配くした。			にあっては, 当該建築
(株)			部分の床面積を除く。
200平方メートルル型 200平方メートルの野 200平方メートルの野 2000平方メートルの野 2000平方メートルの野 2000平方メートルの野 2000平方メートルの野 2000平方メートルの野 2000平方メートルの野 2000平方メートルの野 2000平方メートルの野 2000平方メートルの野 2000平方メートルの 2000平方メートルの野 2000平方メールの野 2000平方が日本の野			<u>, それぞれ次に定める</u> <u>額</u>
(株) (株) (株) (株) (株) (株) (株) (株)			300平方メートル以下 のとき 11,000円
21.000円 (分表面質の含計が 2.000円 21.000円 (分表面質の含計が 2.000円 21.000円 (分表面質の含計が 2.000円 21.000円 (4.000円 (4.000円 21.00円			300平方メートルを超
## 超之8.5,000円 カノー ・			21,000円
(株)			
(他) (他) (他) (他) (後) (後) (後) (後)			
# 単位標	(明答)		<u>円</u>
# 単位標		複合建築	
(2つ の末面橋により算定した 等変更認 定			
意 所価機関審査済非住宅標準入力法等変更手数料額 と、住戸の戸敷および片類 用部分の床面積により算定した評価機関審査済生住宅 部分単位性整理変更受 空の埋死の場合にあって 注当遊往空部分の住戸の 戸敷および片面 (以下この表において) 戸敷なまび片面 (以下この表において) 主事数料額」という。) 「「経動・原産・の・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		1	
定 準入力法等変更手数料額 と、住戸の戸数および共 用部分の床面積により算 定した評価機関審査済住 空変更整数機と全合策 した額(以下この表にお いて「評価機関審査済権 会権変 更子数料額」という。) 複合確築 申請 変更の認定の申請に係る 物単位本 1件 一の建築物の非住宅部分 デル建物 に変更・数料額 とを合策した額 (以下この表において) 「評価機関審査済性を住地基基準変更と変更を対 を変更を対 を対 を変更を対 を対 を対 を変更を対 を変更を対 を変更を対 を対 を対 を変更を対 を対 を			
と、住产の戸敷および共 用部分の床面積により算 定した野価機関審査済性 密変更手数料額」という。) 東子教料額」という。) 東子教料額とを、複合 産生産物の実用の定面積と能えび共 面積(当該建金形の共動性を を選集を更更認定の申請なほど。 のの定面積を除く。)) により算定した野価機関審査済権 のの定面積を除く。) により算定した野価機関審査済権 のの定面は、少した野価機関審査済権 をファンを物が定する数料額と合う質 と、住产のの要数および共 用部分の水面積により算定した を表達した野価機関審査済性を で、この未面積により算定した 財産物の実にないて、 対応を表達更手数料額 と、住产のの定面を対した。 を表達した野価機関審査済生を 変更の設定の申請に係る 物単位で、この未面積により算定した 野額」という。) 大についた野価機関審査済生をできていた。 を変更の設定の申請に係る 物単位で、この未面積により算定した。 を変更手数料額 と、住产の可数および共 用部分の水面積により算 と、住产のの要数および共 用部分の水面積により算 と、た野価機関審査済生 変更手数料額と合う質 した額(以下この表においての申請が、複合建築物生を 変更手数料額との申請が、複合建築物生を の申請の発色にあって に当該建定の申請の単位には基準変更手数料額 と、住宅部分のにでの申請が、複合建築物生を のの申請が、複合建築物生を のの申請の場合にあって に当該建定の申請の場合にあって に当該建定の申請の場合にあって に当該建定の申請の場合にあって に当該建定の申請の場合にあって に当該建定の申請の場合にあって に当該建定の申請の場合にあって に当該建定の申請の場合にあって に当該建定の申請の場合にあって に当該建定の申請の場合にあって に当該建定の申請の場合にあって に当該建定をが生を のの単値がは基準変更が生を のの単値がは基準変更が生を のの申請の場合にあって に当該建定の申請によります にとを の申請の場合にあって に当該建定を 変更を対料額 と、企業を 変更を対料。と、変更を を対すの申請によります にとを の申請の場合にあって に当該建定を 変更を対料額 と、企業を の申請の場合にあって に当該建定を 変更を対料。 にも述述を を変更を対料。 を表述を を変更を対料。 を表述を を変更を対料。 を変更を を表述を 変更を対料。 を表述を を変更を対料。 を表述を を変更を を対すのとと を変更を を対すのとと を変更を を対すのとと を変更を を変更を を対すのと にも述述を を変更を を変更を を対すると を変更を を変更を を変更を を対すると を変更を を変更を を対すると を変更を を変更を を対すると を変更を を変更を を変更を を変更を を対すると を変更を を変更を を対すると を変更を を変更を を変更を を変更を を変更を を変更を を変更を を変更を を変更を を変更を を変更を を変更を を変更を を を を を を を を を を を を を を		l l	
田部分の球面積により算定した野価機関審査活住 を変更手数料類と合う算した額(以下この表において、「評価機関審査済権 合建築物標準入力法等変 更手数料類」という。) 東手数料類」という。) 「整理・ (中語の場合にあって、は当該住宅部分の住戸の戸 (中語の場合にあって、 (中語の場合にあって、 (中語の場合と表)を重要での申請の場合にあって、 (中語の場合と表)を重要での申請の場合にあって、 (中語の場合に表)を更更変での申請の場合にあっては当該住宅を設工を関する。 (中語		~_	
定した評価機関審査済住 空変更更教育額とを合算 した額(以下この表において「評価機関審査済権 合建築物標準入力法等変 更手数料額」という。) 複合建築 申請 変更の認定の申請に係る 物単位モ 1 作 一の建築物の非住宅部分 デル建物 法変更認 定 の財産が表現とと、資金 を対した。 物単位モ 1 作 一の建築物の非住宅部分 デル建物 法変更認 定 を対した。 対した。 対した。 対した。 対した。 対した。 対した。 対した。			
定の申請の場合にあって 注当該住宅部分の住戸の 対域にないます。			
した額(以下での表において「評価機関審査済程 合建築物料額」という。) 正のの最近により第定した評価 機関審査済程を変更多数料額という。) 東手数料額」という。) 東手数料額という。) 東手数料額という。) 東子数料額という。) 東子数料額とから。 東子数料額という。) 東子数料額という。) 東子数料額とが、東子数料額とが、東子数料額とが、東子数料額とのは、東子数料額とのは、東子数料額とのは、東子数料額とのは、東子数料額とのは、東子数料額とのは、東子数料額とのは、東子数料額と、東子数料額とのは、東子数料額とのは、東子数料額とのは、東子数料額とのは、東子数料額とのは、東子数料額とのは、東子数料額とのは、東子数料額とのは、東子数料額という。)			
いて「評価機関審査済複合建築物標準入力法等変更更多料額」という。) 東手数料額」という。) 東手数料額」という。) 東手数料額」という。) 東手数料額」という。) 東京の正は当該住宅部の中語の場合により算定した評価機関審査済住宅経過建度のまた。 東京は主な性差速度の主力に額に、 東京は主な性差速度の主力に額に、 東京は主な性差速度の主力に額に、 東京は主な性差速度の主力に額に、 東京は主な性差速度の主力に額に、 東京は主な性差速度の表力に、 東京は主な性差をでありました。 東京に対しまる。 東京に対した。 東京に対しまる。 東京に対した。 東京に対しまる。 東京に対			
合建築物標準入力法等変 更手数料額」という。)			
要手数料額」という。) 大型・大型・大型・大型・大型・大型・大型・大型・大型・大型・大型・大型・大型・大			
変更手数料額とを、複合 建築物住宅部分単位仕様 基準変更認定の申請会にあっては当該住宅部 分の住戸の戸数および床 面積(当該建築物の共用 部分の床面積を除く。) により算定した評価機関 審査活後合建築 物単位モ デル建物 につった面積により算定した デル建物に変更手数料額 と、任年の戸板および共 用部分の床面積により算定した 評価機関審査済程をモデル建物に変更手数料額 と、任年の戸板および共 用部分の床面積により算定した にした評価機関審査済生 を変更も数料額とと、での定面積により算定した につった面積により算定した につった正面積により算定した につった正面積により算定した にした評価機関審査済程 を、任年の戸板および共 用部分の床面積により算 定した評価機関審査済程 を変更ま数料額と、1年の一般なまが可以 と、任年の一般ないで、日本の表において 東日の一般なまび共 用部分の床面積により算 定した評価機関審査済程 全変更手数料額と、1年を部分上の仕下の 申請が、複合建築物住宅 部分単位性能基準変更認 変の申請の機関を査済程 を、任主部分についての 上、任主部分について 中語が、複合建築物住 をの申請の機関を直済を を、日本の企ついての 申請が、複合建築物と、 でした評価機関を査済程 全、度上、計画 を、日本の企ついて、 中間が、複合建築物と、 を、日本の企ついての 中間が、複合建築物との での申請が、複合建築物との での申請が、複合建築物と、 での申請が、複合建築物と、 での申請が、複合建築物を と、日本の企ついで、 申請が、複合建築物のの に、日本の定ついて、 中間が、複合建築物と、 での申請が、複合建築物のの を、日本での での申請が、複合建築物のの を、日本での 中面が、複合建築を での申請が、複合建築を での申請が、複合建築物のの を、日本での 中面が、複合建築を での申請が、複合建築を での申請が、複合建築を での申請が、複合建築を での申請が、複合建築を での申請が、複合建築を での申請が、複合建築を での申請が、複合建築を での申請が、複合建築を での申請が、複合建築を での申請が、複合建築を での申請が、複合建築を での申請が、複合建工を を は、日本では、 を、 を、 を、 を、 を、 を、 を、 を、 を、 を			
建築物住宅部分単位仕様 塩準変更認定の申請の場合にあっては当該住宅部 (以下この表において「評価機関審査済性をを でと、野家とした評価機関 (以下この表において「評価機関審査済事性をを でと、野家更認をの申請に係る 物単位モ 1件一の建築物の非住宅部分 の床面積により算定した 評価機関審査済事性宅部分 の床面積により算定した 評価機関審査済事性をを でと、程一の戸敷および共 用部分の床面積により算 定した評価機関審査済性 を変更手数料額 と、住戸の戸敷および共 用部分の床面積により算 定した評価機関審査済事性をを 定と、理手数料額とを合算した額 と、住戸の戸敷および共 用部分の床面積により算 定した評価機関審査済性 を変更手数料額と、住宅部分についての 申請が、複合建築物生宅 部分単位性能基準変更認 定の申請の場合にあって は、2世を物の場合にあって ・ はを変形を を変更を のないての 申請が、複合建築物生を 部分単位性能基準変更認 定の申請の場合にあって は当該住宅部分の住戸の 戸敷および共用部分の床面積により算定した。 を変更手数料額と、住宅部分について ・ は一部が、複合建築物生宅 部分単位性能基準変更認 定の申請の場合にあって は当該住宅部分の住戸の 戸数および共用部分の床面積により算定した語価機関審査済程 を変更手数料額という。)	Z J WATER J C V 7 8 7		-
基準変更認定の申請の場合にあっては当該住宅部分の住戸の戸数および床面積(当該建築物の共用部分の床面積を除く。) により算正した評価機関審査済積合建築物の非住宅部分につりた (以下この表において「評価機関審査済者を建築を更認をです。			
分の住戸の戸数および床 面積(当該建築物の共用部分の床面積を除く。) により算定した評価機関 審査済住宅仕楼基準変更 手数料額とを合算した額 (以下この表において「評価機関審査済後合建築物標準入力法等変更手数料額という。) 複合建築 物につ の床面積により算定した 対心建物 につ の床面積により算定した 評価機関審査済生宅モデル建物法変更手数料額と 作 戸の声数および共 用部分の床面積により算定した 評価機関審査済住 定変更手数料額と た 任戸の戸数および共 用部分の床面積により算 に した評価機関審査済住 定変更手数料額と で に 計画機関審査済住 定変更手数料額とを			
面積(当該建築物の共用 部分の床面積を除く。) により算定した評価機関 審査治生生代様基準変更 手数料額とを合算した額 (以下この表において「 評価機関審査済を含量築物に深るの申請に係る 物単位モ 1件 の味面積により算定した 評価機関審査済非住宅モデル建物と変更手数料額と、住字配分についての 評価機関審査済非住宅モデル建物法変更手数料額と、住字の味面積により算定した評価機関審査済非住宅をデル建物法変更手数料額と、上評価機関審査済生 定した評価機関審査済生 定した評価機関審査済性空を変更を対象 と、上戸の戸数および共 用部分の床面積により算定した評価機関審査済生 空変更手数料額とを合算した額(以下この表において「評価機関審査済権 合建築物モデル建物法変更 更手数料額ととの存 のはことが一般では基準変更認定の申請が、複合建築物生と を変更を対象を を変更を対象を を変更を対象を を変更を対象を を変更を対象を を変更を対象を を変更を対象を を変更を対象を を変更を対象を を変更を対象を を変更を対象を を変更を対象を を変更を対象を を変更を対象を を変更を対象を を変更を対象とを を変更を対象を を変更を表すと、 を変更を表すを表すを表すを表すを表すを表すを表すを表すを表すを表すを表すを表すを表すを			合にあっては当該住宅部
据合建築 申請 変更の認定の申請に係る 物単位モ 1 件 一の建築物の非住宅部分 が単位 につ の床面積により算定した 評価機関審査済非住宅モデル建物法変更手数料額 と、住上戸の戸数はよび共用部分の床面積により算 定した評価機関審査済住 空変更手数料額とを合算した額(以下この表において「評価機関審査済度 室の申請の場合にあって は当該住宅部分の住戸の 下面積により算定 した 評価機関審査済度 全 第分単位性能基準変更認 定の申請が、複合建築物生定 第分単位性能基準変更認定の申請の場合にあって は当該住宅部分の住戸の 下面積により算定した 評価機関審査済度 変更手数料額とを合算 した額(以下この表において「評価機関審査済度 室の申請の場合にあって は当該住宅部分の住戸の 下面積により算定した 評価機関審査済度 変更手数料額とを 京 世 世 張 後 世 張 本 正 正 正 正 正 正 正 正 正 正 正 正 正 正 正 正 正 正			分の住戸の戸数および床
注し、自身により算定した評価機関 注し、			
審査済住宅仕様基準変更 			
基数料額とを合算した額 (以下この表において「評価機関審査済複合建築物種型入力法等変更手数料額」という。) 複合建築 申請 変更の認定の申請に係る 物単位モ 1 件 一の建築物の非住宅部分の床面積により算定した評価機関審査済住宅モデル建物法変更手数料額と,住戸の戸数および共用部分の床面積により算定した評価機関審査済住宅を選集を合算した額(以下この表において「評価機関審査済複合建築物子を合算した額(以下この表において「評価機関審査済複合建築物子で、は当該住宅部分の床面積により算定した額(以下この表において「評価機関審査済複合建築物子で、は当該住宅の申請が、複合建築物任宅部分の床面積により算定した評価機関審査済複合建築物子で、は当該住宅部分の床面積により算定した評価機関審査済複合建築を更多にあっては当該住宅での申請に係る 1 件 一の建築物の非住宅部分			
複合建築 申請 変更の認定の申請に係る 物単位モ 1 件 の建築物の非住宅部分 につ の床面積により算定した 評価機関審査済非住宅モ 定 を			
「なっぱっぱ で			
複合建築 申請 変更の認定の申請に係る 1 件 一の建築物の非住宅部分 につ の床面積により算定した 法変更認 き 評価機関審査済非住宅モデル建物法変更手数料額 と,住戸の戸数および共用部分の床面積により算定した評価機関審査済住宅でした評価機関審査済住宅を変更手数料額とりた額(以下この表において「評価機関審査済複合建築物モデル建物法変更手数料額」という。)			
複合建築 申請 変更の認定の申請に係る 物単位モ 1件 一の建築物の非住宅部分 1件 一の 1件			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
複合建築 物単位モ 1件 一の建築物の非住宅部分 につ き			
物単位モ 7 中 一の建築物の非住宅部分 につ の床面積により算定した 評価機関審査済非住宅モ デル建物法変更手数料額 と、住戸の戸数および共 用部分の床面積により算定した評価機関審査済住 宅変更手数料額とを合算した額(以下この表において「評価機関審査済複合建築物モデル建物法変更手数料額」という。)	複合建築 申請 変更の認定の申請に係る	複合建築	
デル建物 につ の床面積により算定した 評価機関審査済非住宅モ		l l	
法変更認 き 評価機関審査済非住宅モ		1	
と、住戸の戸数および共 用部分の床面積により算 定した評価機関審査済住 室変更手数料額とを合算 した額(以下この表において「評価機関審査済複 合建築物モデル建物法変 更手数料額」という。)		1	
用部分の床面積により算定した <u>評価機関審査済住</u> 空、更手数料額とを合算した額(以下この表において「評価機関審査済複合建築物モデル建物法変更手数料額」という。)	定 デル建物法変更手数料額	定	デル建物法変更手数料額
定した評価機関審査済住 空変更手数料額とを合算 した額(以下この表において「評価機関審査済複 合建築物モデル建物法変 更手数料額」という。)	と, 住戸の戸数および共		と、 <u>住宅部分についての</u>
空変更手数料額とを合算した額(以下この表において「評価機関審査済複いて「評価機関審査済複合建築物モデル建物法変更手数料額」という。) 虚の申請の場合にあっては当該住宅部分の住戸の戸数および共用部分の床面積により算定した評価機関審査済住宅性能基準変更手数料額とを,複合			
した額 (以下この表において「評価機関審査済複いて「評価機関審査済複合建築物モデル建物法変更手数料額」という。) は当該住宅部分の住戸の戸数および共用部分の床面積により算定した評価機関審査済住宅性能基準変更手数料額とを,複合			
いて「評価機関審査済複合 合建築物モデル建物法変 更手数料額」という。)			
合建築物モデル建物法変 面積により算定した <u>評価</u> 機関審査済住宅性能基準 変更手数料額とを,複合			
更手数料額」という。) <u>機関審査済住宅性能基準変更手数料額</u> とを <u>,複合</u>			
変更手数料額とを, 複合			
	1 1 1	1	<u> 及入丁奴们帜</u> Cで, 慢百
		1	建築物住字部公畄位什垟

4 条の基定た建築の認条に準法第規るあに建法第規づを低築等変定第お用第2定申る限築第1定く受炭物計更(2いすお項に出場り物のでは、100円が、100円では、100円では、100円では、100円では、100円では、100円が、100円では、1	(1) 評価機関 審査を受けていないもの	住宅単位 変更た建窓 生生位 変また建窓 変 生生位変 整定	き	変一市21年のにるまはきさ額こ請いてのにるまはきさ額に11年の11年の11年の11年の11年の11年の11年の11年の11年の11年
新集 第 事 の 定 ま き き き き き き き き き き き き き き き き き き				算した額 (新設)
アクラックである。				(略)
)		住宅単位 変更記は 変また建窓 住宅 全宅 を 登 を 登 を 変 を 登 を を を を を を を を を を を を	1 件	確認申請変更手数料相当額と <u>評価機関審査済住宅変更手数料額</u> とを合算した額
			l	(新設)
				(略)
5 (略) 備考				

- 1 同一の建築物に係る認定の申請があった場合において、当該申請 がこの表の1(1)の項,1(2)の項,2(1)の項または2(2)の項の それぞれの項における複合建築物単位標準入力法等認定と、複合建 <u>築物住宅部分単位認定</u>または複合建築物非住宅部分単位標準入力法 等認定とを併せてするものであるときの当該申請に係る手数料の額 は、当該それぞれの項における複合建築物単位標準入力法等認定の 申請に係る手数料の額に相当する額とする。
- 2 同一の建築物に係る認定の申請があった場合において、当該申請 がこの表の1(1)の項,1(2)の項,2(1)の項または2(2)の項の

些変更認定の申請の場 こあっては当該住宅部 (当該建築物の共用 (当該建築物の共用 (当該建築物の共用 (当方にを (当該建築物の共用 (当該建築物の共用 (当方にを (当該建築物の共用 (当方にを (当該建築物の共用 (当該建築物の (当 (当 (当 (対 (対 (対 (対 (対 (対 (対 (対 (対 (対
ウ住戸の戸数および床 債(当該建築物の共用 分の床面積を除く。) こり算定した評価機関 医済住宅仕様基準変更 枚料額とを合算した額 以下この表において「 振機関審査済複合建築 デル建物法変更手数
責(当該建築物の共用 分の床面積を除く。) こり算定した評価機関 医済住宅仕様基準変更 枚料額とを合算した額 以下この表において「 振機関審査済複合建築 デル建物法変更手数
かの床面積を除く。) こり算定した評価機関 医済住宅仕様基準変更 枚料額とを合算した額 以下この表において「 振機関審査済複合建築 デル建物法変更手数
かの床面積を除く。) こり算定した評価機関 医済住宅仕様基準変更 枚料額とを合算した額 以下この表において「 振機関審査済複合建築 デル建物法変更手数
より算定した評価機関 監済住宅仕様基準変更 枚料額とを合算した額 以下この表において「 振機関審査済複合建築 デル建物法変更手数
<u> </u>
<u>牧料額とを</u> 合算した額 从下この表において「 Б機関審査済複合建築 -デル建物法変更手数
以下この表において「 插機関審査済複合建築 □デル建物法変更手数
5機関審査済複合建築 -デル建物法変更手数
5機関審査済複合建築 -デル建物法変更手数
ニデル建物法変更手数
頁」という。)
夏の認定の申請に係る
)建築物について函館
建築基準条例第60条の
第1項および第2項の
三により確認の申請1
こつき納付すべき手数
して算定される額に
áする額(当該変更の
Eの申請に係る計画に
同条第1項に規定する
降機に係る部分が含ま
こいる場合にあっては
á該昇降機1基につき
頁の規定により算定さ
る加算額に相当する額
『算した額》 (以下こ
そにおいて「確認申請
9手数料相当額」とい
) と評価機関未審査
E性能基準変更手数料
· を合算した額
8申請変更手数料相当
: 評価機関未審査住宅
・基準変更手数料額と
計算した額
1 57 0 7 2 10
m/z \
略)
8申請変更手数料相当
: 評価機関審査済住宅
と基準変更手数料額と と基準変更手数料額と
計算した額
8申請変更手数料相当
: 評価機関審査済住宅
・基準変更手数料額と
R本年及又于級行版と }算した額
・ 見し / ご 谷目
1 5F 0 /C HX
1 JT V 1 HX
1 2T O IC NX
1 77 U I - 11
, yr O ICBK
, yr O'CBK
略)
身

備考

- 1 同一の建築物に係る認定の申請があった場合において,当該申請が この表の1(1)の項,1(2)の項,2(1)の項または2(2)の項のそ れぞれの項における複合建築物単位標準入力法等認定と,複合建築物 住宅部分単位性能基準認定もしくは複合建築物住宅部分単位仕様基 <u>準認定</u>または複合建築物非住宅部分単位標準入力法等認定とを併せ てするものであるときの当該申請に係る手数料の額は,当該それぞれ の項における複合建築物単位標準入力法等認定の申請に係る手数料 の額に相当する額とする。
- 2 同一の建築物に係る認定の申請があった場合において,当該申請が この表の1(1)の項,1(2)の項,2(1)の項または2(2)の項のそ

それぞれの項における複合建築物単位モデル建物法認定と、<u>複合建築物住宅部分単位認定</u>または複合建築物非住宅部分単位モデル建物 法認定とを併せてするものであるときの当該申請に係る手数料の額 は、当該それぞれの項における複合建築物単位モデル建物法認定の 申請に係る手数料の額に相当する額とする。

- 3 同一の建築物に係る変更の認定の申請があった場合において、当該申請がこの表の3(1)の項、3(2)の項、4(1)の項または4(2)の項のそれぞれの項における複合建築物単位標準入力法等変更認定と、複合建築物住宅部分単位変更認定または複合建築物非住宅部分単位標準入力法等変更認定とを併せてするものであるときの当該申請に係る手数料の額は、当該それぞれの項における複合建築物単位標準入力法等変更認定の申請に係る手数料の額に相当する額とする。
- 4 同一の建築物に係る変更の認定の申請があった場合において、当該申請がこの表の3(1)の項、3(2)の項、4(1)の項または4(2)の項のそれぞれの項における複合建築物単位モデル建物法変更認定と、複合建築物住宅部分単位変更認定または複合建築物非住宅部分単位モデル建物法変更認定とを併せてするものであるときの当該申請に係る手数料の額は、当該それぞれの項における複合建築物単位モデル建物法変更認定の申請に係る手数料の額に相当する額とする。
- 5 法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請が、基準省令第1条第1項第1号ただし書に該当するものであるときは、標準入力法等による評価方法によるものとみなしてこの表の規定を適用する。
- 6 法第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の 認定の申請が、基準省令第1条第1項第1号ただし書に該当するも のであるときは、標準入力法等による評価方法によるものとみなし てこの表の規定を適用する。

別表第13 (第2条関係)

別表第13(第	月2余)			T
	区分		単位	金額
1 (略)				
2 (略)				
3 法第	(1) 次に掲	住宅の用	申請	次に掲げる認定の申請に係る
34条第	げる認定	途のみに	1 件	一の建築物(複合建築物住宅
1項の	の申請に	供する一	につ	部分単位性能基準共用部分評
規定に	係る建築	の建築物	き	価認定の申請の場合にあって
基づく	物または	(住戸の		は, 当該建築物の住宅部分)
建築物	建築物の	戸数が 2		の床面積の合計の区分に応じ
エネル	部分の区	以上であ		,それぞれ次に定める額(以
ギー消	分に応じ	るものに		下この表において「評価機関
費性能	,それぞ	限る。)		未審査住宅性能基準共用部分
向上計	れ次に定	を単位と		評価手数料額」という。)
画(同	める者に	した認定		ア 床面積の合計が300平方
条第3	よる認定	(基準省		メートル以下のとき
項各号		令第1条		66,000円
に掲げ		第1項第		イ 床面積の合計が300平方
る事項	または法	2 号イ (メートルを超え, 2,000平
が記載	第12条第	1)およ		方メートル以下のとき
されて		び同号ロ		108,000円
いるも	くは第13	(1)ま		ウ 床面積の合計が2,000平
のを除		たは <u>第10</u>		方メートルを超え, 5,000
く。以		条第2号		平方メートル以下のとき
下この		に定める		182,000円
表(備		基準(以		エ 床面積の合計が5,000平
考第9	ルギー消	下この表		カメートルを超えるとき
項から		において		259,000円
第11項		「性能基		
までを		準」とい		
除く。	準法(昭	う。)(#***/ト^		
) にお		基準省令		
いて同	律第201号			
じ。)		3 項第 1		
の認定		号または		
(法第		第14条第		
35条第	付を受け	2 項第 1		
2項の	_	号に掲げ		
規定に		る住宅に		
よる申		係るもの		
出がない場合		に限る。		
い場合	第1項の) による		

れぞれの項における複合建築物単位モデル建物法認定と,<u>複合建築物</u>住宅部分単位性能基準認定もしくは複合建築物住宅部分単位仕様基 準認定または複合建築物非住宅部分単位モデル建物法認定とを併せ てするものであるときの当該申請に係る手数料の額は,当該それぞれ の項における複合建築物単位モデル建物法認定の申請に係る手数料 の額に相当する額とする。

- 3 同一の建築物に係る変更の認定の申請があった場合において,当該申請がこの表の3(1)の項,3(2)の項,4(1)の項または4(2)の項のそれぞれの項における複合建築物単位標準入力法等変更認定と,複合建築物住宅部分単位性能基準変更認定もしくは複合建築物住宅部分単位仕様基準変更認定または複合建築物非住宅部分単位標準入力法等変更認定とを併せてするものであるときの当該申請に係る手数料の額は,当該それぞれの項における複合建築物単位標準入力法等変更認定の申請に係る手数料の額に相当する額とする。
- 4 同一の建築物に係る変更の認定の申請があった場合において,当該申請がこの表の3(1)の項,3(2)の項,4(1)の項または4(2)の項のそれぞれの項における複合建築物単位モデル建物法変更認定と,複合建築物住宅部分単位性能基準変更認定もしくは複合建築物住宅部分単位仕様基準変更認定または複合建築物非住宅部分単位モデル建物法変更認定とを併せてするものであるときの当該申請に係る手数料の額は,当該それぞれの項における複合建築物単位モデル建物法変更認定の申請に係る手数料の額に相当する額とする。
- 5 法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請が,基準省令第10条第1号ただし書に該当するものであるときは,標準入力法等による評価方法によるものとみなしてこの表の規定を適用する
- 6 法第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の 認定の申請が,基準省令<u>第10条第1号ただし書</u>に該当するものである ときは,標準入力法等による評価方法によるものとみなしてこの表の 規定を適用する。

別表第13 (第2条関係)

	区分		単位	金額
1 (略)				
2 (略)				
3 法第	(1) 次に掲	住宅の用	申請	次に掲げる認定の申請に係る
34条第	げる認定	途のみに	1件	一の建築物(複合建築物住宅
1項の	の申請に	供する一	につ	部分単位性能基準共用部分評
規定に	係る建築	の建築物	き	価認定の申請の場合にあって
基づく	物または	(住戸の		は,当該建築物の住宅部分)
建築物	建築物の	戸数が2		の床面積の合計の区分に応じ
エネル	部分の区	以上であ		,それぞれ次に定める額(以
ギー消	分に応じ	るものに		下この表において「評価機関
費性能	, それぞ	限る。)		未審査住宅性能基準共用部分
向上計	れ次に定	を単位と		評価手数料額」という。)
画(同	める者に	した認定		ア 床面積の合計が300平方
条第3	よる認定	(基準省		メートル以下のとき
項各号	に係る技	令第1条		66,000円
に掲げ	術的審査	第1項第		イ 床面積の合計が300平方
る事項	または法	2 号イ (メートルを超え, 2,000平
が記載	第12条第	1) およ		方メートル以下のとき
されて	1 項もし	び同号ロ		108,000円
いるも	くは第13	(1)ま		ウ 床面積の合計が2,000平
のを除	条第2項	たは <u>第10</u>		方メートルを超え, 5,000
く。以	の規定に	条第2号		平方メートル以下のとき
下この	基づく建	イ (1)		182,000円
表(備		および同		エ 床面積の合計が5,000平
考第9		号口 (1		方メートルを超えるとき
項から		<u>)</u> に定め		259,000円
第11項	合性判定	る基準(
までを		以下この		
除く。		表におい		
) にお		て「性能		
いて同	律第201号			
じ。)		いう。)		
の認定	する検査	(基準省		
(法第		令第5条		
35条第		第3項第		
2項の	たものに	1号また		
規定に	限る。)	は第14条		
よる申		第2項第		
出がな		1号に掲		
い場合	第1項の	げる住宅		

	1	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			,		
に限る	規定に基	評価方法		に限る	規定に基	に係るも	
。) お	づく建築	によるも		。) お	づく建築	のに限る	
よび法	物エネル	のに限る		よび法	物エネル	。)によ	
第41条	ギー消費	。) (以		第41条	ギー消費	る評価方	
第1項	性能向上	下この表		第1項	性能向上	法による	
の規定	計画の認	において		の規定	計画の認	ものに限	
に基づ	定(建築	「住宅単		に基づ	定(建築	る。) (
く建築	基準法に	位性能基		く建築	基準法に	以下この	
物のエ	規定する	進共用部		物のエ	規定する	表におい	
ネルギ		分評価認		ネルギ	検査済証	て「住宅	
					の交付を	単位性能	
一消費		定」とい		一消費			
性能に		う。)ま 		性能に	受けたも	基準共用	
係る認	のに限る	たは複合		係る認	のに限る	部分評価	
定		建築物(定	.) もし	認定」と	
	くは都市	住戸の戸			くは都市	いう。)	
	の低炭素	数が2以			の低炭素	または複	
	化の促進	上である			化の促進	合建築物	
	に関する	ものに限			に関する	(住戸の	
	法律第54	る。)の			法律第54	戸数が2	
	条第1項	住宅部分			条第1項	以上であ	
	の規定に	を単位と			の規定に	るものに	
	基づく低	した認定			基づく低	限る。)	
	炭素建築	(性能基			炭素建築	の住宅部	
	物新築等	準(基準			物新築等	分を単位	
	計画の認	省令第5			計画の認	とした認	
		1 〒 〒 5			定(建築	定(性能	
		第1号ま			基準法に	基準(基	
	規定する	たは第14			規定する	準省令第	
		条第2項			検査済証	5条第3	
		第1号に				項第1号	
	受けたも	掲げる住			受けたも	または第	
	のに限る	宅に係る			のに限る	14条第 2	
	。) (以	ものに限			。) (以	項第1号	
	下この表	る。) に			下この表	に掲げる	
	において	よる評価			において	住宅に係	
	これらを	方法によ			これらを	るものに	
	「評価機	るものに			「評価機	限る。)	
	関審査等	限る。)			関審査等	による評	
	」という	(以下こ			」という	価方法に	
		の表にお			。) を受	よるもの	
	けていな				けていな		
	いもの	合建築物			いもの)(以下	
	ア 住宅	住宅部分			ア 住宅	この表に	
	の用途	単位性能			の用途	おいて「	
	のみに	基準共用			のみに	複合建築	
	供する	部分評価			供する	物住宅部	
	建築物	認定」と			建築物	分単位性	
	または	いう。)			または	能基準共	
	住宅以				住宅以	用部分評	
	外の用				外の用	価認定」	
	途に供				途に供	という。	
	する一				する一)	
	の建築	(略)	 		の建築		(略)
			ま 1.7			住宅の田	
						住宅の用	
	宅の用	途のみに 1件 おいて「評価機関未審査付			宅の用		1件 おいて「評価機関未審査住宅
	途に供	供する一につモデル住宅法手数料額」	= V \		途に供		につ モデル住宅法手数料額」とい
	する部	の建築物 き う。) 19,000円			する部	の建築物	き う。) 19,000円
	分があ	(住戸の			分があ	(住戸の	
		戸数が1			るもの	戸数が1	
	に限る	であるも			に限る	であるも	
	。以下	のに限る			。以下	のに限る	
	この表	。) を単			この表	。) を単	
	におい	位とした			におい	位とした	
	て「複	認定(基			て「複	認定(基	
		準省令第			合建築	準省令第	
	物」と	1 条第 1			物」と	1条第1	
	いう。	項第2号			いう。	項第2号	
	・ っ。) の住	1 (2)			・ っ。) の住	領知 2 万 イ (2)	
	宅部分	<u>1 (2)</u> (i) お			宅部分		
	(法第				(法第	および同	
		<u>よび同号</u> ロ (2)				号口(2)	
	11条第	<u> </u>			11条第	<u>) に定め</u>	
	1項に	に定める			1項に	る基準(
	規定す	基準(以	1 1	1	規定す	住戸の戸	i I
	る住宅	下この表			る住宅	数が1で	

部分を	において				部分を	ある住宅		
いう。	「モデル				いう。	に係るも		
	住宅法」					のに限る		
	という。				の表に	。) (以		
) による					下この表		
	評価方法				同じ。	において		
	によるも) 登	「モデル		
録住宅	のに限る				録住宅	住宅法」		
性能評	。)(以				性能評	という。		
価機関	下この表				価機関) による		
	において				(住宅	評価方法		
の品質	「住宅単				の品質	によるも		
	位モデル					のに限る		
	住宅法認				促進等	。)(以		
	定」とい				に関す	下この表		
る法律	う。)ま				る法律	において		
第5条	たは複合				第5条	「住宅単		
第1項	建築物(第1項	位モデル		
	住戸の戸				に規定	住宅法認		
	数が1で					定」とい		
	あるもの			1	録住宅	う。) ま		
	に限る。			1	性能評	たは複合		
価機関)の住宅			1	価機関	建築物(
をいう	部分を単			1	をいう	住戸の戸		
。ウに	位とした			1	。ウに	数が1で		
	認定(モ				おいて	あるもの		
	デル住宅			1	同じ。	に限る。		
				1				
)	法による))の住宅		
イ 住宅	評価方法				イ 住宅			
以外の	によるも				以外の	位とした		
用途の	のに限る				用途の	認定(モ		
みに供	。) (以				みに供	デル住宅		
	下この表					法による		
	において					評価方法		
物また	「複合建					によるも		
は複合	築物住宅				は複合	のに限る		
建築物	部分単位				建築物	。)(以		
の非住	モデル住				の非住	下この表		
宅部分	宅法認定				宅部分	において		
	」という				(法第	「複合建		
	_							
11条第	。)				11条第	築物住宅		
1項に					1項に	部分単位		
規定す					規定す	モデル住		
る非住					る非住	宅法認定		
宅部分					宅部分	」という		
をいう					をいう)		
	住宅の用	申請 次に掲げる認定の申請に係る	i i		1	٠,	申請	次に掲げる認定の申請に係る
	途のみに	1件一の建築物(複合建築物住宅		1	この表			一の建築物(複合建築物住宅
	供する一	につ 部分単位フロア入力法共用部		1	におい			部分単位フロア入力法共用部
	の建築物	き 分評価認定の申請の場合にあ		1	て同じ	の建築物	き	分評価認定の申請の場合にあ
。)	(住戸の	っては, 当該建築物の住宅部		1	。)	(住戸の		っては、当該建築物の住宅部
登録建	戸数が 2	分) の床面積の合計の区分に		1	登録建	戸数が 2		分)の床面積の合計の区分に
築物工	以上であ	応じ、それぞれ次に定める額		1	築物工	以上であ		応じ、それぞれ次に定める額
	るものに	(以下この表において「評価		1	ネルギ	るものに		(以下この表において「評価
	吸る。)	機関未審査住宅フロア入力法		1	一消費	限る。)		機関未審査住宅フロア入力法
性能判					性能判	, ,		
	を単位と	共用部分評価手数料額」とい		1		を単位と		共用部分評価手数料額」とい
定機関	した認定	5.)		1	定機関	した認定		5。)
(法第	(基準省	ア 床面積の合計が300平方		1	(法第	(基準省		ア 床面積の合計が300平方
15条第	令 <u>第1条</u>	メートル以下のとき		1	15条第	令 <u>第1条</u>		メートル以下のとき
1項に	第1項第	33,000円		1	1項に	第1項第		33,000円
規定す	2 号イ (イ 床面積の合計が300平方		1	規定す	2 号イ (イ 床面積の合計が300平方
る登録	2) (ii	メートルを超え, 2,000平		1	る登録	2) およ		メートルを超え, 2,000平
-1. 66.44) および	方メートル以下のとき		1	建築物	<u>2) ねる</u> び同号ロ		方メートル以下のとき
				1				
	<u>同号口(</u>	55,000円		1	エネル	(2) (2		55,000円
	2) に定	ウ 床面積の合計が2,000平		1	ギー消	定める基		ウ 床面積の合計が2,000平
費性能	める基準	方メートルを超え, 5,000		1	費性能	準(住戸		方メートルを超え, 5,000
判定機	(以下こ	平方メートル以下のとき		1	判定機	の戸数が		平方メートル以下のとき
関をい	の表にお	97,000円		1	関をい	2以上で		97,000円
	いて「フ	エ 床面積の合計が5,000平		1	う。ウ	ある住宅		エ 床面積の合計が5,000平
				1	した におい			
	ロア入力	方メートルを超えるとき		1		に係るも		方メートルを超えるとき
	法」とい	145,000円		1	て同じ	のに限る		145,000円
。)	う。) (.)	。) (以		
ウ 複合	基準省令			1	ウ 複合	下この表		
建築物	第5条第				建築物	において		
		• •					•	

<u></u>						
登録	3 項第 1		登録	「フロア		
住宅性	号に掲げ		住宅性	入力法」		
	る住宅に			という。		
	係るもの) (基準		
	に限る。			省令第5		
録建築) による		録建築	条第3項		
物エネ	評価方法		物エネ	第1号に		
ルギー	によるも		ルギー	掲げる住		
	のに限る			宅に係る		
				ものに限		
	。)(以 T-0寸					
機関	下この表		機関	る。)に		
	において			よる評価		
	「住宅単			方法によ		
	位フロア			るものに		
	入力法共			限る。)		
	用部分評			(以下こ		
	価認定」			の表にお		
	という。			いて「住		
) または			宅単位フ		
	複合建築			ロア入力		
	物(住戸			法共用部		
	の戸数が			分評価認		
	2以上で			定」とい		
	あるもの			う。) ま		
	に限る。			たは複合		
)の住宅			建築物(
	部分を単			住戸の戸		
	位とした			数が2以		
	認定(フ			上である	1 1	
	ロア入力			ものに限		
	法(同号			る。)の		
	に掲げる			住宅部分		
	住宅に係			を単位と		
	るものに			した認定		
	限る。)			(フロア		
	による評			入力法(
	価方法に			同号に掲		
	よるもの			げる住宅		
	に限る。			に係るも		
) (以下			のに限る		
	この表に			。) によ		
	おいて「			る評価方		
	複合建築			法による		
	物住宅部			ものに限		
	分単位フ			る。)(
	ロア入力			以下この		
	法共用部			表におい		
	分評価認			て「複合		
	定」とい			建築物住		
	5 ·)			宅部分単		
				位フロア		
				入力法共	1 1	
				用部分評		
				価認定」		
				という。	1 1	
)		
	(略)					(略)
	住宅の用 申請 次に掲げる認定の申請に係る			住宅の用	申請	次に掲げる認定の申請に係る
	は七の角 中間 (人に拘りる配足の中間に保る 途のみに 1件 一の建築物の住戸の戸数の区					一の建築物の住戸の戸数の区
				途のみに		
	供する一 につ 分に応じ、それぞれ次に定め			供する一		分に応じ、それぞれ次に定め
	の建築物 き る額(以下この表において「			の建築物		る額(以下この表において「
	を単位と 評価機関未審査住宅仕様基準			を単位と	Ē	評価機関未審査住宅仕様基準
	した認定 手数料額」という。)			した認定		手数料額」という。)
	(基準省 ア 住戸の戸数が1のとき			(基準省		ア 住戸の戸数が1のとき
	令第 1 条 19,000円			令第1条		19,000円
						19,000円
				第1項第		
	2 号イ(き 次に掲げる当該建築物			2 号イ (き次に掲げる当該建築物
	3) およ (複合建築物住宅部分単位			3) およ		(複合建築物住宅部分単位
	び同号ロ 仕様基準認定の申請の場合			び同号ロ		仕様基準認定の申請の場合
	(3) に にあっては, 当該建築物の			(3) <u>ま</u>		にあっては, 当該建築物の
	定める基 住宅部分)の床面積(当該			たは第10		住宅部分)の床面積(当該
	準(以下 建築物の共用部分の床面積			<u>たは第10</u> 条第2号		建築物の共用部分の床面積
	この表に を除く。)の合計の区分に			<u>イ (2)</u>	1 1	を除く。)の合計の区分に
	おいて「]		および同		応じ、それぞれ次に定める

		仕」。る法もる以表で単基」。は築宅単た仕に価よに)こお複物分様定う様と)評にの。下に「位準と)複物部位認様よ方る限(のい合住単基」。基いに価よに)こお住仕認いま合の分と定基る法もる以表で建宅位準と)準うよ方る限(のい宅様定うた建住をし(準評にの。下に「築部仕認い準うよ方る限(のい宅様定うた建住をし(準評にの。下に「築部仕認い	カメー 33,000 (イ) 床面 カメー 2,000 のとま面 で) 床面 5,000 のとま面 で) た面 エカメ エカメ	□積の合計が300平 -トル以下のとき 0円 □積の合計が300平 -トルを超え、 平方メートル以下 ○ 55,000円 □積の合計が2,000 ○ ートルを超え、 平方メートル以下 ○ 97,000円 □積の合計が5,000 ○ ートルを超えると 45,000円			号)る以表て基いに価よに)こお住仕認いま合の分と定基る法もる以表て建宅位準と)口に基下に「準うよ方る限(のい宅様定うた建住をし(準評にの。下に「築部仕認い(定準こお仕」。る法もる以表で単基」。は築宅単た仕に価よに)こお複物分様定う2め(のい様と)評にの。下に「位準と)複物部位認様よ方る限(のい合住単基」。		額 (7) 床面積の合計が300平 方メートル以下のとき 33,000円 (4) 床面積の合計が300平 方メートルを超え、 2,000平方メートル以下 のとき 55,000円 (ウ) 床面積の合計が2,000 平方メートルを超え、 5,000平方メートル以下 のとき 97,000円 (エ) 床面積の合計が5,000 平方メートルを超えると き 145,000円
	(2) (略)		(略)			(2) (略)			(略)
4 34 項定づ築ネー性上の(法条項定づ築ネー性上の(を受けて	性能基準 1 共用部分	1件 機関未審查	を数料相当額と評価 を住宅性能基準共用 近手数料額とを合算	4 34 規基建エギ費向画定法条項定づ築ネー性上の(法条項定づ築ネー性上の(第第のにく物ル消能計認法	(1) 評価機 関審査等 を受けて いないも の			(
第352 規よ出るに。 のに申ある。 のにもある。		21 Har har ver		(新設)	第第のに申あ合る352規よ出るに。		住宅単型 住様基ま は様まま合 は物の を を を を を を を を を を を を を	1 件	確認申請手数料相当額と評価 機関未審査住宅仕様基準手数 料額とを合算した額
	(2) 評価機	(略) 平価機 (略)			(2) 評価機	((() () () () () () () () ()		(略)	
	関審査等を受けたもの	性能基準 1 共用部分	申請 確認申請手1件 機関審査済	三数料相当額と評価 存住宅性能基準共用 近手数料額とを合算		関審査等を受けたもの			()

				(略)
5 法第	(1) 評価機	1		(略)
36条第	関審査等	住宅の用	申請	次に掲げる変更の認定の申詞
1項の	を受けて	途のみに		に係る一の建築物の住戸の
規定に 基づく	いないも の	供する一 の建築物	につき	数の区分に応じ,それぞれ〉 に定める額(以下この表に)
認定を	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	を単位と	C	いて「評価機関未審査住宅」
受けた		した性能		能基準共用部分非評価変更
建築物		基準(住		数料額」という。)
エネル ギー消		戸の戸数 が 1 であ		ア 住戸の戸数が1のとき 21,000円
費性能		る住宅ま		21,000円 イ 住戸の戸数が2以上の。
向上計		たは基準		き次に掲げる当該建築物
画の変		省令第14		(複合建築物住宅部分単位)
更の認 定(同		条第2項		性能基準共用部分非評価変
条第2		第2号に 掲げる住		更認定の申請の場合にあっては、当該建築物の住宅
項にお		宅に係る		分)の床面積(当該建築
いて準		ものに限		の共用部分の床面積を除
用する 法第35		る。)に よる評価		。)の合計の区分に応じ, それぞれ次に定める額
条第2		方法によ		(ア) 床面積の合計が300平
項の規		る変更の		方メートル以下のとき
定によ		認定(以		39,000円
る申出 がない		下この表 において		(イ) 床面積の合計が300平
場合に		「住宅単		カメートルを超え, 2,000平方メートル以下
限り,		位性能基		のとき 64,000円
建築物		準共用部		(ウ) 床面積の合計が2,000
の新築 等に関		分非評価 変更認定		平方メートルを超え, 5,000平方メートル以下
する工		」という		のとき 113,000円
事の着		。) また		(エ) 床面積の合計が5,000平
手予定		は複合建		方メートルを超えるとき
時期ま たは完		築物の住 宅部分を		168,000円
了予定		単位とし		
時期の		た性能基		
みの変		準(住戸		
更の認 定を申		の戸数が 1 である		
請する		住宅また		
場合を		は同号に		
除く。)		掲げる住 宅に係る		
,		七に保るものに限		
		る。) に		
		よる評価		
		方法によ る変更の		
		認定(以		
		下この表		
		において		
		「複合建 築物住宅		
		部分単位		
		性能基準		
		共用部分		
		非評価変 更認定		
		という。		
)		(新設:

		仕様基準	1件	確認申請手数料相当額と評価 機関審査済住宅仕様基準手数 料額とを合算した額
5 法第	(1) 評価機			(略)
5 31 規基認受建工ギ費向画更定条項い用法条項定るが場限建の等す事手時た了時み更定請場除)法条項定づ定け築ネー性上のの(第にてす第第のに申な合り築新にるの予期は予期ののをす合く第第のにくをた物ル消能計変認同2お準る55 2 規よ出いに,物築関工着定ま完定の変認申るを。	(1) 評審受なの (1) の (1) では (1) では (2) では (3) では (4) では (5) では (6) では (7) では (7) では (8) では (9) では (9			(略)
		途のみに	1件 につ	次に掲げる変更の認定の申請 に係る一の建築物の住戸の戸 数の区分に応じ、それぞれ次 に定める額(以下この表にお

を単位と いて「評価機関未審査住宅仕 した仕様 様基準変更手数料額」という 基準によ る評価方 ア 住戸の戸数が1のとき 法による 13,000円 イ <u>住戸の戸数が</u>2以上のと 変更の認 定(以下 き 次に掲げる当該建築物 この表に (複合建築物住宅部分単位 仕様基準変更認定の申請の おいて「 住宅単位 場合にあっては, 当該建築 仕様基準 物の住宅部分)の床面積(変更認定 当該建築物の共用部分の床 」という 面積を除く。) の合計の区 。) また 分に応じ, それぞれ次に定 は複合建 める額 築物の住 (ア) 床面積の合計が300平 宅部分を <u>方メートル以下のとき</u> 単位とし 22,000円 た仕様基 (イ) 床面積の合計が300平 準による 方メートルを超え, 評価方法 2,000平方メートル以下 による変 のとき 38,000円 更の認定 (ウ) 床面積の合計が2,000 (以下こ 平方メートルを超え, の表にお 5,000平方メートル以下 いて「複 <u>のとき</u> 70,000円 合建築物 (エ) 床面積の合計が5,000 住宅部分 平方メートルを超えると 単位仕様 き 111,000円 基準変更 認定」と いう。 (略) (略) 複合建築 複合建築 申請 変更の認定の申請に係る一の 申請 変更の認定の申請に係る一の 物を単位 1 件 建築物の非住宅部分の床面積 物を単位 1 件 建築物の非住宅部分の床面積 とした標 により算定した評価機関未審 とした標 につ により算定した評価機関未審 につ 準入力法 查非住字標準入力法等変更手 準入力法 查非住字標準入力法等変更手 等による 数料額と、住宅部分について 等による 数料額と、住宅部分について 評価方法 の申請が、複合建築物住宅部 評価方法 の申請が、複合建築物住宅部 による変 分单位性能基準共用部分評価 による変 分单位性能基準共用部分評価 更の認定 更の認定 変更認定の申請の場合にあっ 変更認定の申請の場合にあっ (以下こ ては当該住宅部分の床面積に (以下こ ては当該住宅部分の床面積に の表にお の表にお より算定した評価機関未審査 より算定した評価機関未審査 いて「複 住宅性能基準共用部分評価変 いて「複 住宅性能基準共用部分評価変 合建築物 更手数料額とを, 複合建築物 合建築物 更手数料額とを, 複合建築物 単位標準 住字部分単位性能基準共用部 住宅部分単位性能基準共用部 単位標準 入力法等 分非評価変更認定の申請の場 入力法等 分非評価変更認定の申請の場 変更認定 合にあっては当該住宅部分の 変更認定 合にあっては当該住宅部分の 」という 住戸の戸数および床面積(当 しという 住戸の戸数および床面積(当 該建築物の共用部分の床面積 該建築物の共用部分の床面積 を除く。)により算定した評 を除く。)により算定した評 価機関未審査住字性能基準共 価機関未審査住字性能基準共 用部分非評価変更手数料額と 用部分非評価変更手数料額と を合算した額(以下この表に を, 複合建築物住宅部分単位 おいて「評価機関未審査複合 仕様基準変更認定の申請の場 建築物標準入力法等変更手数 合にあっては当該住宅部分の 料額」という。) 住戸の戸数および床面積(当 該建築物の共用部分の床面積 を除く。)により算定した評 価機関未審査住宅仕様基準変 更手数料額とを合算した額 (以下この表において「評価機 関未審査複合建築物標準入力 法等変更手数料額」という。 複合建築 申請 変更の認定の申請に係る一の 複合建築 申請 変更の認定の申請に係る一の 物を単位 物を単位 1件 建築物の非住宅部分の床面積 1件 建築物の非住宅部分の床面積 としたモ につ により算定した評価機関未審 としたモ につ により算定した評価機関未審 デル建物 査非住宅モデル建物法変更手 デル建物 査非住宅モデル建物法変更手 法による 数料額と,住宅部分について 法による 数料額と,住宅部分について 評価方法 の申請が,複合建築物住宅部 評価方法 の申請が,複合建築物住宅部 による変 こよる変 分単位性能基準共用部分評価 分単位性能基準共用部分評価 更の認定 更の認定 変更認定の申請の場合にあっ 変更認定の申請の場合にあっ (以下こ ては当該住宅部分の床面積に (以下こ ては当該住宅部分の床面積に

	の表にお いて「複 合建築物 単位モデル建物法 変更認定 」という。) を除く。)により算定した評価機関未審査変 を除く。)により算た配子のとした。) を除く。)により算たでした。) を除く。)により算たでした。) を除く。)により算たを所した。 一機関未審を更手数とを合りした。 おいて、「評価機関、未審査を をいて、「評価機関、表変更手数 料額」という。)		の表にお より算定した評価機関未審査変 住宅性能基準共用複合建築物 単位モデル建製定 合き という かまる という かまる という かまる という かまる という かまる という がない という かない という ない という がない という はん
を受けた もの	(略) 住宅単位 性能基準 大に掲げる変建気のの印声での印ででのである。 (略) 次に掲げる変建物の住产でれたでである。 (で) 大き では を で で で で で で で で で で で で で で で で で	を受けたもの	(略) (略) (性宅単位 申請 次に掲げる変更の認定の申請 仕様基準 1 件 に係る一の建築物の住戸の戸
			変更認定 または複 き につ 数の区分に応じ、それぞれ次 き に定める額(以下この表において「評価機関審査済住宅仕様基準変更手数料額」という 単位仕様 基準変更 手数料額」という ア 住戸の戸数が1のとき 7,000円 イ 住戸の戸数が2以上のとき 次に掲げる当該建築物 (複合建築物住宅部分単位仕様基準変更認定の申請の場合にあっては、当該建築物の住宅部分)の床面積 (当該建築物の共用部分の床面積を除く。)の合計の区

分に応じ, それぞれ次に定 める額 (ア) 床面積の合計が300平 方メートル以下のとき 11,000円 (イ) 床面積の合計が300平 方メートルを超え, 2,000平方メートル以下 <u>のとき</u> 21,000円 (ウ) 床面積の合計が2,000 平方メートルを超え, 5,000平方メートル以下 のとき 44,000円 (エ) 床面積の合計が5,000 平方メートルを超えると 76,000円 (略) (略) 複合建築 申請 変更の認定の申請に係る一の 複合建築 申請 変更の認定の申請に係る一の 物単位標 1件 建築物の非住宅部分の床面積 物単位標 1 件 建築物の非住宅部分の床面積 準入力法 により算定した評価機関審査 準入力法 により算定した評価機関審査 等変更認 等変更認 き 済非住宅標準入力法等変更手 き 済非住字標準入力法等変更手 数料額と、住宅部分について 数料額と、住宅部分について の申請が、複合建築物住宅部 の申請が,複合建築物住宅部 分单位性能基準共用部分評価 分单位性能基準共用部分評価 変更認定の申請の場合にあっ 変更認定の申請の場合にあっ ては当該住宅部分の床面積に ては当該住宅部分の床面積に より算定した評価機関審査済 より算定した評価機関審査箔 住宅性能基準共用部分評価変 住宅性能基準共用部分評価変 更手数料額とを、複合建築物 更手数料額とを,複合建築物 住宅部分単位性能基準共用部 住宅部分単位性能基準共用部 分非評価変更認定の申請の場 分非評価変更認定の申請の場 合にあっては当該住宅部分の 合にあっては当該住宅部分の 住戸の戸数および床面積(当 住戸の戸数および床面積(当 該建築物の共用部分の床面積 該建築物の共用部分の床面積 を除く。)により算定した評 を除く。)により算定した評 価機関審查溶住字性能基準共 価機関審查済住字性能基準共 用部分非評価変更手数料額と 用部分非評価変更手数料額と を合算した額(以下この表に を, 複合建築物住宅部分単位 おいて「評価機関審査済複合 仕様基準変更認定の申請の場 建築物標準入力法等変更手数 合にあっては当該住宅部分の 料額」という。) 住戸の戸数および床面積(当 該建築物の共用部分の床面積 を除く。)により算定した評 価機関審査済住宅仕様基準変 更手数料額とを合算した額(以下この表において「評価機 関審查済複合建築物標準入力 法等変更手数料額」という。 複合建築 申請 変更の認定の申請に係る一の 複合建築 申請 変更の認定の申請に係る一の 物単位モ 1件 建築物の非住宅部分の床面積 物単位モ 1件 建築物の非住宅部分の床面積 デル建物 により算定した評価機関審査 デル建物 につ により算定した評価機関審査 につ 法変更認 済非住宅モデル建物法変更手 法変更認 済非住宅モデル建物法変更手 数料額と、住宅部分について 定 数料額と, 住宅部分について の申請が,複合建築物住宅部 の申請が,複合建築物住宅部 分単位性能基準共用部分評価 分単位性能基準共用部分評価 変更認定の申請の場合にあっ 変更認定の申請の場合にあっ ては当該住宅部分の床面積に ては当該住宅部分の床面積に より算定した評価機関審査済 より算定した評価機関審査済 住宅性能基準共用部分評価変 住宅性能基準共用部分評価変 更手数料額とを, 複合建築物 更手数料額とを,複合建築物 住宅部分単位性能基準共用部 住宅部分単位性能基準共用部 分非評価変更認定の申請の場 分非評価変更認定の申請の場 合にあっては当該住宅部分の 合にあっては当該住宅部分の 住戸の戸数および床面積(当 住戸の戸数および床面積(当 該建築物の共用部分の床面積 該建築物の共用部分の床面積 を除く。)により算定した評 を除く。)により算定した評 価機関審査済住宅性能基準共 価機関審査済住宅性能基準共 用部分非評価変更手数料額と 用部分非評価変更手数料額と を合算した額(以下この表に を, 複合建築物住宅部分単位 おいて「評価機関審査済複合 仕様基準変更認定の申請の場 建築物モデル建物法変更手数 合にあっては当該住宅部分の 料額」という。) 住戸の戸数および床面積(当

6 法第 36条第 間審查等 を受けて規定に基づくと認定すると連案物 エネル 責性能向上計画の変認 定(前 条第2項にに準用する 法第35名系項の規定による申助の変認 定(前 集新物 の第10回の変認 定にが 用する 法第35名条項の規 定には 名申助 が場合に、 とものの 建・新物 の等に因 する する をそのの まが のによる中 が場合に 関・第一 ををのの まが のによる中 が場合に 関・第一 ををのの まが のに とものの まが のに ともの まが のに ともの まが のに ともの まが のに ともの まが のに まが			1		ı		
項の規定による申出がある場合に限り、建築物の新築等にる工事の予定によるの等にる工事の予定に表現の表現の表面の変更の認定を申請する場合を除く。) (略)	361規基認受建工ギ費向画更定条項い用法条項定づ定け築ネー性上のの(第にてす第のにくをた物ル消能計変認同2お準る35	関審査等 を受けて いないも の	性共非更た建宅位準分能用評認は築部性共非非型 物分能用評準分変ま合住単基部価	1 件 につ	確認申請認申請認	未審査住 非評価変	宅性能基準 更手数料額
	定るが場限建の等す事手時た了時み更定請場除に申あ合り築新にるの予期は予期ののをす合くよ出るに,物築関工着定ま完定の変認申るを。	関審査等 を受けた もの	性共非更た建宅位準分能用評認は築部性共非要とない。 はい でいまれる はい	1 件 につ	(略) 確認申請 評価機関 共用部分	審査済住 非評価変	宅性能基準 更手数料額
)						

備考

1 • 2 (略)

3 同一の建築物(法第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている 建築物エネルギー消費性能向上計画に係るものを除く。次項において 同じ。) に係る認定の申請があった場合において、当該申請がこの表 の3(1)の項,3(2)の項,4(1)の項または4(2)の項のそれぞれ の項における複合建築物単位標準入力法等認定(住宅部分に係る評価 方法が性能基準による評価方法であるものに限る。)と複合建築物住 宅部分単位性能基準共用部分評価認定もしくは複合建築物住宅部分 単位性能基準共用部分非評価認定または複合建築物非住宅部分単位 標準入力法等認定とを併せてするものであるときの当該申請に係る 手数料の額は、当該それぞれの項における複合建築物単位標準入力法 等認定の申請に係る手数料の額に相当する額とし、当該申請がこの表 の3(1)の項、3(2)の項、4(1)の項または4(2)の項のそれぞれ の項における複合建築物単位モデル建物法認定(住宅部分に係る評価 方法が性能基準による評価方法であるものに限る。)と複合建築物住 宅部分単位性能基準共用部分評価認定もしくは複合建築物住宅部分 単位性能基準共用部分非評価認定または複合建築物非住宅部分単位 モデル建物法認定とを併せてするものであるときの当該申請に係る

1		該建築物の共用部分の床面積
		を除く。)により算定した評
		価機関審査済住宅仕様基準変
		更手数料額とを合算した額(
		以下この表において「評価機
		関審査済複合建築物モデル建
		物法変更手数料額」という。
6 法第	(1) 評価機	(略)
36条第	関審査等	(略)
1項の	を受けて	(MU /
1		
規定に	いないも	
基づく	の	
認定を		
受けた		
建築物		
エネル		
ギー消		
費性能		
向上計		
画の変		
更の認		住宅単位 申請 確認申請変更手数料相当額と
定(同		仕様基準 1件 評価機関未審査住宅仕様基準
条第2		変更認定 につ 変更手数料額とを合算した額
項にお		または複 き
いて準		合建築物
用する		
		住宅部分
法第35		単位仕様
条第2		<u>基準変更</u>
項の規		<u>認定</u>
定によ		(略)
る申出	(2) 評価機	(略)
, s		
がある		
	関審査等	(略)
場合に	関審査等を受けた	
場合に 限り,	関審査等	
場合に 限り, 建築物	関審査等を受けた	
場合に 限り, 建築物 の新築	関審査等を受けた	
場合に 限り, 建築新 の所築	関審査等を受けた	
場合に 限り, 建築物 の新築	関審査等を受けた	
場合に 限り, 建築新 の所築	関審査等を受けた	
場の 場の 場の 等が 場 り り り り り り り り り り り り り り り り り り	関審査等を受けた	
場限建の等するの等す事手の手	関審査等を受けた	
場限建の等す事手時合り築新にるの予期に、物築関工着定ま	関審査等を受けた	
場限建の等す事手時た合り築新にるの予期はに,物築関工着定ま完	関審査等を受けた	
場限建の等す事手時た了合り築新にるの予期は予に,物築関工着定ま完定	関審査等を受けた	
場限建の等す事手時た了時合り築新にるの予期は予期に,物築関工着定ま完定の	関審査等を受けた	
場限建の等す事手時た了時み合り築新にるの予期は予期のに,物築関工着定ま完定の変	関審査等を受けた	(略)
場限建の等す事手時た了時合り築新にるの予期は予期に,物築関工着定ま完定の	関審査等を受けた	住宅単位 申請 確認申請変更手数料相当額と 仕様基準 1件 評価機関審査済住宅仕様基準
場限建の等す事手時た了時み合り築新にるの予期は予期のに,物築関工着定ま完定の変	関審査等を受けた	住宅単位 仕様基準 変更認定 申請 確認申請変更手数料相当額と 評価機関審査済住宅仕様基準 変更手数料額とを合算した額
場限建の等す事手時た了時み更合り築新にるの予期は予期ののに,物築関工着定ま完定の変認	関審査等を受けた	住宅単位 申請 確認申請変更手数料相当額と 仕様基準 1件 変更認定 につ または複 き
場限建の等す事手時た了時み更定請合り築新にるの予期は予期ののをすに,物築関工着定ま完定の変認申る	関審査等を受けた	(略) (略) (性定単位 申請 確認申請変更手数料相当額と 仕様基準 変更認定 につ 変更手数料額とを合算した額 または複 き 合建築物
場限建の等す事手時た了時み更定請場合り築新にるの予期は予期ののをす合に,物築関工着定ま完定の変認申るを	関審査等を受けた	住宅単位 申請 企業物 企業物 住宅部分 確認申請変更手数料相当額と 確認申請変更手数料相当額と ごの事業力料額とを合算した額 変更手数料額とを合算した額
場限建の等す事手時た了時み更定請場除合り築新にるの予期は予期ののをす合くに,物築関工着定ま完定の変認申るを。	関審査等を受けた	(略) (唯) (中請 確認申請変更手数料相当額と 仕様基準 1件 評価機関審査済住宅仕様基準 変更認定 につ または複 合建築物 住宅部分 単位仕様
場限建の等す事手時た了時み更定請場合り築新にるの予期は予期ののをす合に,物築関工着定ま完定の変認申るを	関審査等を受けた	住宅単位 申請 企業物 企業物 住宅部分 確認申請変更手数料相当額と 確認申請変更手数料相当額と ごの事業力料額とを合算した額 変更手数料額とを合算した額
場限建の等す事手時た了時み更定請場除合り築新にるの予期は予期ののをす合くに,物築関工着定ま完定の変認申るを。	関審査等を受けた	(略) (唯記申請変更手数料相当額と 仕様基準 1件 評価機関審査済住宅仕様基準 変更認定 につ または複 合建築物 住宅部分 単位仕様
場限建の等す事手時た了時み更定請場除合り築新にるの予期は予期ののをす合くに,物築関工着定ま完定の変認申るを。	関審査等を受けた	住宅単位 申請 位様基準 1件 変更認定 につまたは複合建築物 住宅部分単位仕様 基準変更
場限建の等す事手時た了時み更定請場除合り築新にるの予期は予期ののをす合くに,物築関工着定ま完定の変認申るを。	関審査等を受けた	住宅単位 申請 企業物 1件 企業物 企宅部分 単位仕様 基準変更 設定 2

備考

1 • 2 (略)

3 同一の建築物(法第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている 建築物エネルギー消費性能向上計画に係るものを除く。次項において 同じ。) に係る認定の申請があった場合において、当該申請がこの表 03(1)の項、3(2)の項、4(1)の項または4(2)の項のそれぞれ の項における複合建築物単位標準入力法等認定(住宅部分に係る評価 方法が性能基準または仕様基準による評価方法であるものに限る。) と複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分評価認定もしくは複合 建築物住宅部分単位性能基準共用部分非評価認定もしくは複合建築 物住宅部分単位仕様基準認定または複合建築物非住宅部分単位標準 入力法等認定とを併せてするものであるときの当該申請に係る手数 料の額は, 当該それぞれの項における複合建築物単位標準入力法等認 定の申請に係る手数料の額に相当する額とし、当該申請がこの表の3 (1)の項、3(2)の項、4(1)の項または4(2)の項のそれぞれの項 における複合建築物単位モデル建物法認定(住宅部分に係る評価方法 が性能基準または仕様基準による評価方法であるものに限る。)と複 合建築物住宅部分単位性能基準共用部分評価認定もしくは複合建築 物住宅部分単位性能基準共用部分非評価認定もしくは複合建築物住 手数料の額は、当該それぞれの項における複合建築物単位モデル建物 法認定の申請に係る手数料の額に相当する額とする。

4 同一の建築物に係る変更の認定の申請があった場合において,当該 申請がこの表の5(1)の項,5(2)の項,6(1)の項または6(2)の 項のそれぞれの項における複合建築物単位標準入力法等変更認定と 複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分評価変更認定もしくは複 合建築物住宅部分単位性能基準共用部分非評価変更認定または複合 建築物非住宅部分単位標準入力法等変更認定とを併せてするもので あるときの当該申請に係る手数料の額は、当該それぞれの項における 複合建築物単位標準入力法等変更認定の申請に係る手数料の額に相 当する額とし、当該申請がこの表の5(1)の項、5(2)の項、6(1) の項または6(2)の項のそれぞれの項における複合建築物単位モデ ル建物法変更認定と複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分評価 変更認定もしくは複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分非評価 変更認定または複合建築物非住宅部分単位モデル建物法変更認定と を併せてするものであるときの当該申請に係る手数料の額は, 当該そ れぞれの項における複合建築物単位モデル建物法変更認定の申請に 係る手数料の額に相当する額とする。

5~11 (略)

- <u>宅部分単位仕様基準認定</u>または複合建築物非住宅部分単位モデル建物法認定とを併せてするものであるときの当該申請に係る手数料の額は、当該それぞれの項における複合建築物単位モデル建物法認定の申請に係る手数料の額に相当する額とする。
- 4 同一の建築物に係る変更の認定の申請があった場合において,当該 申請がこの表の5(1)の項,5(2)の項,6(1)の項または6(2)の 項のそれぞれの項における複合建築物単位標準入力法等変更認定と 複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分評価変更認定もしくは複 合建築物住宅部分単位性能基準共用部分非評価変更認定もしくは複 合建築物住宅部分単位仕様基準変更認定または複合建築物非住宅部 分単位標準入力法等変更認定とを併せてするものであるときの当該 申請に係る手数料の額は, 当該それぞれの項における複合建築物単位 標準入力法等変更認定の申請に係る手数料の額に相当する額とし,当 該申請がこの表の5(1)の項,5(2)の項,6(1)の項または6(2)の項のそれぞれの項における複合建築物単位モデル建物法変更認定 と複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分評価変更認定もしくは 複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分非評価変更認定もしくは 複合建築物住宅部分単位仕様基準変更認定または複合建築物非住宅 部分単位モデル建物法変更認定とを併せてするものであるときの当 該申請に係る手数料の額は、当該それぞれの項における複合建築物単 位モデル建物法変更認定の申請に係る手数料の額に相当する額とす

5~11 (略)

4 函館市建築基準条例の一部を改正する条例の骨子

(1) 改正理由

建築基準法の一部改正に伴い、住宅等の機械室等に係る容積率の算定の特例の認定に関する事務等について手数料を徴収することとし、 および規定を整備するため

(2) 改正内容(別紙「新旧対照表」参照)

法改正により、建築物に対して省エネに対応した工事を行うに当たり一定の要件を満たす場合に容積率、建蔽率および高さの制限を緩和することができる特例が設けられたこと、ならびに一団地において総合的設計ができる行為に大規模な修繕および模様替えが追加されたことに伴い、当該特例の認定等に係る手数料を定め、ならびに所要の規定の整備を行う。

(3) 施行期日

令和5年4月1日から施行する。

函館市建築基準条例 新旧対照表

現 行

改正案

(その他の申請手数料)

第60条の15 次の各号に掲げる申請をしよう とする者は、申請の際に、申請1件につき、 当該各号に定める額の手数料を納めなけれ ばならない。

(1) \sim (12) (略)

(新設)

- (13) 法第52条第10項,第11項または第14項の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の許可の申請 160,000円
- (14) 法第53条第4項の規定に基づく建築 物の建蔽率に関する特例の許可の申請 33,000円

(15) \sim (17) (略)

(新設)

(18) 法<u>第55条第3項各号</u>の規定に基づく 建築物の高さの許可の申請 160,000円 (19)~(23) (略)

(新設)

(24) \sim (42) (略)

- (43) 法第86条の2第1項の規定に基づく 一敷地内認定建築物以外の建築物の建築 の認定の申請 次に掲げる場合の区分に 応じ,次に掲げる額
 - ア 建築物<u>(一敷地内認定建築物を除く。</u> <u>以下この号において同じ。)</u>の数が1 である場合 78,000円
 - イ 建築物の数が2以上である場合 78,000円に1を超える建築物の数に 28,000円を乗じて得た額を加算した額
- (44) 法第86条の2第2項の規定に基づく 一敷地内認定建築物以外の建築物の容積 率または各部分の高さに関する特例の許 可の申請 次に掲げる場合の区分に応 じ、次に掲げる額
 - ア 建築物 <u>(一敷地内認定建築物を除く。</u> <u>以下この号において同じ。)</u> の数が 1 である場合 160,000円

(その他の申請手数料)

第60条の15 (略)

(1) \sim (12) (略)

- (13) <u>法第52条第6項第3号の規定に基づ</u> <u>く建築物の容積率に関する特例の認定の</u> 申請 27,000円
- (14) 法第52条第10項または第14項の規定 に基づく建築物の容積率に関する特例の 許可の申請 160,000円
- (15) 法第53条第4項または第5項(同項 第4号に係る部分に限る。) の規定に基 づく建築物の建蔽率に関する特例の許可 の申請 33,000円

(16) \sim (18) (略)

- (19) 法第55条第3項の規定に基づく建築 物の高さに関する特例の許可の申請 160,000円
- (20) 法第55条第4項各号の規定に基づく 建築物の高さの許可の申請 160,000円(21)~(25) (略)
- (26)法第58条第2項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の許可の申請160,000円

 $(27) \sim (45)$ (略)

- (46) 法第86条の2第1項の規定に基づく 建築物の新築または増築等の認定の申請 次に掲げる場合の区分に応じ、次に掲 げる額
 - ア 建築物の数が1である場合 78,000円

イ (略)

- (47) 法第86条の2第2項の規定に基づく 建築物の容積率または各部分の高さに関 する特例の許可の申請 次に掲げる場合 の区分に応じ、次に掲げる額
 - ア 建築物の数が1である場合 160,000円

- イ 建築物の数が2以上である場合 160,000円に1を超える建築物の数に 28,000円を乗じて得た額を加算した額
- (45) 法第86条の2第3項の規定に基づく 一敷地内許可建築物以外の建築物の建築 の許可の申請 次に掲げる場合の区分に 応じ,次に掲げる額
 - ア 建築物 <u>(一敷地内許可建築物を除く。</u> <u>以下この号において同じ。)</u>の数が 1 である場合 160,000円
- イ 建築物の数が2以上である場合 160,000円に1を超える建築物の数に 28,000円を乗じて得た額を加算した額 (46)~(54) (略)

イ (略)

(48) 法第86条の2第3項の規定に基づく 建築物の新築または増築等の許可の申請 次に掲げる場合の区分に応じ、次に掲 げる額

ア 建築物の数が1である場合 160,000円

イ (略)

(49) \sim (57) (略)

5 函館市地区計画の区域内における建築物の制限に関す る条例の一部を改正する条例の骨子

(1) 改正理由

建築基準法の一部改正に伴い、住宅等の機械室等で市長の認定を受けたものについて、その床面積を容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しない等の措置を講じ、および一団地の建築物について、総合的設計により大規模の修繕等をする場合の取扱いに関する規定を整備するため

(2) 改正内容(別紙「新旧対照表」参照)

法改正により、建築物に対して省エネに対応した工事を行うに当たり一定の要件を満たす場合に容積率の制限を緩和することができる特例が設けられたこと、ならびに一団地において総合的設計ができる行為に大規模な修繕および模様替えが追加されたことに伴い、規定の整備を行う。

(3) 施行期日

令和5年4月1日から施行する。

函館市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例 新旧対照表

現 行

改正案

(建築物の容積率の最高限度)

- 第4条 別表第3ア欄に掲げる計画地区内に おいては、建築物の容積率は、同欄に掲げ る計画地区の区分に応じ、それぞれ同表イ 欄に掲げる数値以下でなければならない。
- 2 建築物の敷地が前項の規定による建築物の容積率に関する制限を受ける計画地区の 2以上にわたる場合においては、当該建築物の容積率は、同項の規定による当該各計画地区内の建築物の容積率の限度にその敷地の当該計画地区内にある各部分の面積の敷地面積に対する割合を乗じて得たものの合計以下でなければならない。

3 (略)

- 4 第1項および第2項の容積率を算定する場合において、建築物の延べ面積には、建築物の地階でその天井が地盤面(法第52条第4項に規定する地盤面をいう。)からの高さ1メートル以下にあるものの住宅または老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの(以下「老人ホーム等」という。)の用途に供する部分(法第52条第6項の政令で定める昇降機の昇降路の部分または共同住宅もしくは老人ホーム等の共用の廊下もしくは階段の用に供する部分を除く。以下この項において同じ。)の床面積は、当該建築物の住宅および老人ホーム等の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1を限度として算入しない。
- 5 第1項および第2項の容積率を算定する場合において、建築物の延べ面積には、法第52条第6項の政令で定める昇降機の昇降路の部分または共同住宅もしくは老人ホーム等の共用の廊下もしくは階段の用に供する部分の床面積は、算入しない。

(総合的設計による一団地の建築物の取扱い)

第10条 一団地内に2以上の構えを成す建築物を総合的設計によって建築する場合において、市長がその各建築物の位置および構造が安全上、防火上および衛生上支障がないと認めるものについては、第4条、第5条第1項、第7条または第8条第1項の規定を適用する場合においては、これらの建築物は、同一敷地内にあるものとみなす。

(建築物の容積率の最高限度)

第4条 (略)

2 (略)

3 (略)

- 4 第1項および第2項の容積率を算定する場合において、建築物の延べ面積には、建築物の地階でその天井が地盤面(法第52条第4項に規定する地盤面をいう。)からの高さ1メートル以下にあるものの住宅または老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの(以下「老人ホーム等」という。)の用途に供する部分(法第52条第6項各号に掲げる建築物の部分を除く。以下この項において同じ。)の床面積は、当該建築物の住宅および老人ホーム等の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1を限度として算入しない。
- 5 第1項および第2項の容積率を算定する 場合において、建築物の延べ面積には、法 第52条第6項各号に掲げる建築物の部分の 床面積は、算入しない。

(総合的設計による一団地の建築物の取扱 い)

第10条 一団地内に2以上の構えを成す建築物の総合的設計による建築等(法第86条第1項に規定する建築等をいう。)をする場合において、市長がその各建築物の位置および構造が安全上、防火上および衛生上支障がないと認めるものについては、第4条、第5条第1項、第7条または第8条第1項の規定を適用する場合においては、これら

(既存の建築物に対する制限の緩和)

第11条 (略)

- 2 法第3条第2項の規定により第4条第1 項または第2項の規定の適用を受けない建築物について、次に掲げる範囲内において 増築または改築をする場合においては、法 第3条第3項第3号および第4号の規定に かかわらず、第4条第1項または第2項の 規定は、適用しない。
 - (1) 増築または改築に係る部分が増築また は改築後においてエレベーター(建築基 準法施行令(昭和25年政令第338号。以下 「令」という。)第129条の3第1項第1 号に規定するエレベーターをいう。の 月に規定するエレベーターをいう。の 到該エレベーターの設置に付随して はおいて同じ。)の昇降路して はおいて同じまたは老人ホーム等の けられる共同住宅または老人ホーム等の 共用の廊下または階段の用に供する部分 を含む。),自動車車庫等部分,備蓄倉 庫部分,蓄電池設置部分,自家発電設ボ ックス設置部分となること。
 - (2) 増築前におけるエレベーターの昇降路 の部分, 共同住宅または老人ホーム等の 共用の廊下または階段の用に供する部 分,自動車車庫等部分,備蓄倉庫部分, 蓄電池設置部分, 自家発電設備設置部分, 貯水槽設置部分および宅配ボックス設置 部分以外の部分の床面積の合計が基準時 (法第3条第2項の規定により第4条第 1項または第2項の規定の適用を受けな い建築物について, 法第3条第2項の規 定により引き続き第4条第1項または第 2項の規定(これらの規定が改正された 場合においては、改正前の規定を含む。) の適用を受けない期間の始期をいう。次 号において同じ。) における当該部分の 床面積の合計を超えないものであるこ ہ طے
 - (3) (略)

3 (略)

の建築物は、同一敷地内にあるものとみなす。

(既存の建築物に対する制限の緩和) 第11条 (略)

2 (略)

- (1) 増築または改築に係る部分が増築また は改築後においてエレベーター(建築基 準法施行令(昭和25年政令第338号。以下 「令」という。)第129条の3第1項第1 号に規定するエレベーターをいう。の昇降路の で見において同じ。)の昇降路の (当該エレベーターの設置に付随し、部分 けられる共同住宅または老人ホーム等の 共用の廊下または階段の用に供する部分 を含む。), 法第52条第6項第3号に掲 げる建築物の部分, 自動車車庫等部分, 備蓄倉庫部分,蓄電池設置部分,自または 電設備設置部分,貯水槽設置部分ままた 宅配ボックス設置部分となること。
- (2) 増築前におけるエレベーターの昇降路 の部分, 共同住宅または老人ホーム等の 共用の廊下または階段の用に供する部 分, 法第52条第6項第3号に掲げる建築 物の部分,自動車車庫等部分,備蓄倉庫 部分, 蓄電池設置部分, 自家発電設備設 置部分, 貯水槽設置部分および宅配ボッ クス設置部分以外の部分の床面積の合計 が基準時(法第3条第2項の規定により 第4条第1項または第2項の規定の適用 を受けない建築物について, 法第3条第 2項の規定により引き続き第4条第1項 または第2項の規定(これらの規定が改 正された場合においては, 改正前の規定 を含む。)の適用を受けない期間の始期 をいう。次号において同じ。) における 当該部分の床面積の合計を超えないもの であること。
- (3) (略)
- 3 (略)

6 専決処分の報告について(工事請負変更契約について)

(1) 専決処分の内容

令和3年9月13日第3回市議会定例会において議決を得た南茅部中学校 校舎新築主体その他工事について、工事請負変更契約を地方自治法第180 条第1項の規定により、令和4年12月8日市長が専決処分した。

(2) 工事概要

工事名:南茅部中学校校舎新築主体その他工事

請負金額	当 初 584,650,000円 変更後 604,637,000円
契約日	令和3年 9月13日
変更契約日	令和4年12月 8日
工期	令和3年 9月14日~令和5年 1月11日
請負人	松本組・平林組・小野建設・ダイイチ澤田建設南茅部 中学校校舎新築主体その他工事共同企業体 代表者 函館市吉川町4番30号 株式会社松本組

(3) 請負金額変更の理由

請負人から函館市工事請負契約約款第26条第5項(単品スライド条項) の規定に基づく請負代金額の変更請求があり、同条第7項の規定による協議 の結果、鋼材などの資材価格に著しい上昇が認められたため

「参考」函館市工事請負契約約款 抜粋

(賃金または物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第26条 (略)

 $2 \sim 4$ (略)

- 5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適当となったときは、発注者または受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。
- 6 (略)
- 7 前2項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

7 令和5(2023)年度一般財団法人函館市住宅都市施設公社事業 計画の報告について

(1) 事業概要

令和5(2023)年度は、事業計画に基づく実施事業として「住生活環境向上事業」、収益事業等として「公営住宅等の管理に関する事業」、「公共及び民間建築物に関する事業」および「公園及び街路樹等の維持管理に関する事業」を実施する。

住生活環境向上事業は,住宅や緑化に関する調査および啓発・相談事業を実施する。

公営住宅等の管理に関する事業は,市営住宅等管理業務および道営住宅等管理 業務の指定管理事業ならびにシルバーハウジング生活援助員派遣業務,北海道公 営住宅家賃等徴収事務業務,北海道住宅供給公社資産管理補完等業務およびUR 賃貸住宅団地等総合管理業務の受託事業を実施する。

公共及び民間建築物に関する事業は,公共建築物等維持補修業務および介護保 険住宅改修費支給に係る業務の受託事業ならびに建築確認検査事業の収益事業 を実施する。

公園及び街路樹等の維持管理に関する事業は、都市公園管理業務、戸井ウォーターパーク管理業務および道立公園管理業務の指定管理事業、その他公園管理業務、公園環境美化推進事業業務、はこだてMOMI-Gフェスタ開催業務、東山墓園墓地管理等業務、サクラ環境対策業務、緑地等管理業務、街路樹および植樹桝等維持管理業務および市有共同墓地管理業務の受託事業ならびに売店事業および自動販売機設置事業等の自主事業を実施する。

(2) 予算の状況

(単位:千円)

科 目	予	算 客	頁	前年度予算額	増	減
一般正味財産増減の部						
当期経常増減額		44,	720	29, 979		14, 741
当期一般正味財産増減額		13,	457	3, 581		9,876
一般正味財産期首残高		265,	110	264, 915		195
一般正味財産期末残高 (A)		278,	567	268, 496		10,071
指定正味財産増減の部						
当期指定正味財産増減額			0	△130		130
指定正味財産期首残高		3,	000	3, 222		$\triangle 222$
指定正味財産期末残高 (B)		3,	000	3, 092		$\triangle 92$
正味財産期末残高 (C)=(A)+(B)		281,	567	271, 588		9, 979